

平成25年9月定例会

南伊豆町議会会議録

平成25年 9月5日 開会

平成25年 9月24日 閉会

南伊豆町議会

平成 2 5 年 9 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	13
宮 田 和 彦 君	13
加 畑 毅 君	28
古 川 映 治 君	40
谷 正 君	59
○議第 4 6 号及び議第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○散会宣告	86
○署名議員	87

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	90
○出席議員	90
○欠席議員	90

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	90
○職務のため出席した者の職氏名	91
○開議宣告	92
○会議録署名議員の指名	92
○資料の訂正について	92
○一般質問	92
横 嶋 隆 二 君	93
清 水 清 一 君	110
○報第4号の上程、説明、質疑	132
○報第5号の上程、説明、質疑	133
○議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	133
○議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	135
○議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	137
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託	163
○議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託	173
○議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	177
○議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	179
○議第58号～議案第60号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	181
○議第61号の上程、説明、質疑、委員会付託	184
○議第62号の上程、説明、質疑、委員会付託	186
○会議時間の延長	188
○議第63号～議案第65号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	188

産業観光課長	大野寛君	町民課長	小嶋孝志君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 事務局 局長	勝田英夫君
上下水道課長	橋本元治君	会計管理者	藤原富雄君
総務係長	平山貴広君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	佐藤禎明
--------	------	----	------

○議第58号～議第61号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	243
○議第62号～議第65号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	245
○議第66号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	248
○閉会中の継続調査申出書について……………	250
○閉議及び閉会宣告……………	250
○署名議員……………	251

○散会宣告	192
○署名議員	193

第 3 号 (9月9日)

○議事日程	195
○本日の会議に付した事件	195
○出席議員	195
○欠席議員	195
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	195
○職務のため出席した者の職氏名	196
○開議宣告	197
○会議録署名議員の指名	197
○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
○議第66号の上程、説明、質疑、委員会付託	202
○散会宣告	210
○署名議員	213

第 4 号 (9月24日)

○議事日程	215
○本日の会議に付した事件	216
○出席議員	216
○欠席議員	216
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	216
○職務のため出席した者の職氏名	216
○開議宣告	217
○会議録署名議員の指名	217
○議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
○議第54号の委員長報告、質疑、討論、採決	224
○議第55号～議第57号の委員会報告、質疑、討論、採決	239

平成25年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月5日(木) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告について
日程第 5 一般質問
日程第 6 議第46号 訴え提起前の和解について
日程第 7 議第47号 訴え提起前の和解について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	山 本 信 三 君
防 災 室 長	大 年 美 文 君	建 設 課 長	鈴 木 重 光 君

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成25年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの20日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成25年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 平成25年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

1、防災対策について。

（1）静岡県第4次地震被害想定と今後の防災・減災計画。

昭和51年の東海地震説の発表に伴い、静岡県では昭和53年の第1次地震被害想定が発表あり、その後35年が経過し、本年6月27日に静岡県第4次地震被害想定第1次報告を発表しました。

この第1次報告では、東日本大震災及び国による南海トラフ巨大地震の被害想定が加味され、東海地震想定をレベル1とし、南海トラフ巨大地震想定をレベル2とした二つの想定について、県全体の地震動、津波高等を発表しました。

レベル2における県内の最大震度は震度7で、最大津波高は33m、全壊・焼失が約30万棟、死者数約10万5,000人という衝撃的な数値が発表されました。南伊豆町においては、最大震度は震度6弱、最大津波高は26mで、町内の人的・物的な詳細データにつきましては、第2次報告として秋ごろに発表される見込みであります。

静岡県では、この被害想定を踏まえて「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を発表し、「減災」を基本理念に掲げ、津波に関しては、レベル1の対策として堤防・護岸等の嵩上げ、耐震性の向上を全県的に実施し、またレベル2の対策といたしましては、津波が乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮できるよう耐浪性、洗掘されにくい構造への改良等により、現実に即したさまざまなソフト・ハード施策を推進していきます。

当町におきましても、この「静岡県第4次地震被害想定」及び「アクションプログラム2013」に基づき、「南伊豆町地域防災計画」の全面見直し及び「南伊豆町アクションプログラム」を策定するなど、東日本大震災以来推進しております各種防災・減災事業のさらなる強化推進に努めてまいります。

(2) 湊地区津波避難タワー。

湊地区津波避難タワーにつきましては、7月3日に町、町議会並びに湊区等関係者出席のもと受注者主催の安全祈願祭が行われ、津波避難タワー建設工事に着工しました。

夏期の繁忙期には来遊客への配慮から、一時工事を中断しておりましたが、8月21日から工事を再開し、平成25年10月末の完成に向け建設工事を進めてまいります。

(3) 西伊豆町への災害派遣。

西伊豆町では、7月18日発生の大雨洪水により、床上浸水86戸、床下浸水213戸をはじめ、道路への崩土、土石流や河川の氾濫など甚大な被害が発生いたしました。

このため、西伊豆町では災害ボランティア本部を設置し、本部閉鎖までの10日間で111団体、2,384名のボランティアを受け入れました。

南伊豆町内では、社会福祉協議会、ボランティアコーディネートの会をはじめ商工会青年部、一般の方々が多数活動に参加され、当町といたしましても、職員派遣延べ37人並びに2トンドンプトラック4台を2日間活用して、早期復旧支援活動を実施するとともに、土嚢袋1,800枚を提供いたしました。

また、7月31日から8月2日の間には、保健師を派遣し、被災者の健康状態確認訪問など健康活動も実施しております。

さらに、7月25日から8月29日までの役場の1階に募金箱を設置し皆様からのご篤志

341,046円を8月30日に西伊豆町へ届けました。

西伊豆町への早期の復興を祈念するとともに、当町におきましても、今回の豪雨災害を教訓とし、近年多発するゲリラ豪雨、台風などへの対応について強化・充実を図ってまいります。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設への避難階段設置。

東日本大震災における津波被害を受けて、静岡県では平成23年・24年度に津波に対する避難行動として、安全な指定避難所まで避難する時間が無い場合においては、緊急的に近隣の高い所へ避難することが有効であるという考えのもとに、住家の裏山が、住民にとっては緊急的な避難高台となり得ることから、急傾斜地崩壊防止施設の背後空間を利用した津波対策事業として、町内の「手石谷戸」、「中木里」及び「中木谷の上」の3施設においては避難階段を設置しました。

これに併せて当町では、平成25年度から、避難階段への誘導看板設置や急傾斜地崩壊防止施設から、さらに高台を目指すための階段設置などの整備を静岡県の事業と連携して進めてまいります。

2、岩崎産業株式会社との和解経過について。

岩崎産業株式会社との和解につきましては、本年1月17日、第1回南伊豆町議会臨時会において議決をいただいた和解条項案に従い、岩崎産業株式会社が土地の測量及び分筆登記業務を実施し、今秋の和解成立に向けて、細部の調整処理をしているところであります。

処理が済み次第、岩崎産業株式会社と土地売買仮契約書を締結し、財産取得のための議決を経て、所有権移転登記完了をさせることとなります。

和解成立後には、自然公園法や文化財保護法等との整合性を保ちつつ、自然を活かした整備を図ることにより交流人口の増大につなげ、石廊崎地区を観光のメッカとして再生させるため、町民参加型町政の手法として、町民や有識者による検討組織を立ち上げ、幅広い御意見等をお伺いしながら利活用を検討してまいります。

3、下賀茂温泉地域における地熱調査の結果報告会等について。

平成23年度から環境省の委託を受けた独立行政法人産業技術総合研究所が下賀茂温泉地域で実施してきた「温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究」が、平成24年度をもって終了したことから、当町では、7月27日役場湯けむりホールで町民全体を対象として調査結果及び町の今後の方向性について報告会を開催いたしました。

報告会では、下賀茂温泉地域では、約50本の温泉井が利用されており、1本当たり毎分約

100リットルの湧出量となっていること、平均泉温は加納地区で96度、下賀茂地区では70度であること、泉質は中性または弱アルカリ性であること、下賀茂温泉の熱源は南野山深部に中心があり、そこで約150度の温泉帯水層が生成され、青野川及び南野川方向に流動し、地表水と混合しながら下流域に流動していることなど研究成果を報告いたしました。

また、町の今後の方向性として、課題とされた熱源の中心である南野山深部の地熱構造を調査し、地熱資源を活かした地域活性化策を検討することを提案いたしました。

この事業は、下賀茂温泉の涌出メカニズムの解明につながるとともに、地熱資源が豊富に存在することが判明した場合には、人口減少や少子高齢化対策として、発電所の建設や地熱資源を活かした農林水産業、観光業等新たな産業の雇用の創出を目指すことを目的としています。

また、事業執行にあたっては、経済産業省全額補助の「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」及び「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」制度を活用していきたいと考えています。

今後、10月中旬までにこれらの補助金申請を行うことを目指しつつ、調査における課題や問題点、また地熱資源を活かしたまちづくりの可能性等について、座談会や説明会等により町民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいります。

4、都市住民との交流について。

(1) 杉並区表敬訪問及び特別養護老人ホームの取り組み状況。

杉並区、南伊豆町及び静岡県は、杉並区立南伊豆健康学園跡地を活用した杉並区民の入所に配慮した特別養護老人ホームを整備するため、平成23年度から継続的に協議を進めてまいりました。

特別養護老人ホームは、当該自治体区域内で整備することになっており、本案件のように自治体区域外に整備することは、全国初の取り組みのため他の自治体からも関心を持たれております。

国においては、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」の日本再生に向けた改革工程表において、都市部における福祉介護施設等の不足解消の取り組みの推進が位置づけられ、これに基づき、厚生省が立ち上げたプラチナ・コミュニティ構想研究会議における、平成25年3月策定の調査報告書のまとめとして、「杉並区と南伊豆町の取り組みが、先駆的な取り組みとして支援が望まれる。」旨記載されております。

さらに、平成25年度には、政府が日本経済再生本部の下に設置した産業競争力会議の提案

を受け、厚生労働省は5月「都市部の高齢化対策に関する検討会」を設置し、「地方での都市部の高齢者の受け入れ時の対応策」として、本案について検討されています。

このような状況の中、7月19日、杉並区長を表敬訪問し、特別養護老人ホームの整備に向けて、相互に協力し進めていくことを確認し、スケジュール等について、担当を交えて協議をまいりました。

また、同日、杉並区長と厚生労働省の老健局長を訪問し、杉並区と南伊豆町が進めている特別養護老人ホームの整備について、国として制度整備を含め、支援していただけるようお願いをまいりました。

加えて、7月2日から3日にかけて、賀茂圏域の各首長を静岡県職員とともに訪問し、特別養護老人ホームの整備についての協力をお願いするとともに、その後、下田総合庁舎にて杉並区、南伊豆町及び静岡県職員により、賀茂圏域各市町担当課長への説明も行ってまいりました。

今後、静岡県の指導、支援を受けながら、国の動向を注視し、3者連携の下、事務レベルの協議を継続して行うなど、整備に向けて努力をまいります。

(2) JOIN交流会。

移住・交流推進機構、通称JOINからのお招きを受け、7月11日、東京都千代田区の都道府県会館で開催された第31回JOIN交流会で「南伊豆町へのワープステイ」と題して講演を行ってまいりました。

JOINは、財団法人地域活性化センターが事務局となっており、企業や自治体を中心に、移住・交流希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを行う全国的な組織です。

交流会は、総務省自治行政局地域技術応援課、都道府県、全国の市町村職員及び日本を代表する民間企業の方など百数十名の会員の参加により開催されました。

講演では、町の紹介・観光PRを初め杉並区の特別養護老人ホームの概略説明を経て、本題に入りました。

町の目指すワープステイとは、アクティブシニアと言われる団塊の世代である65歳以上の元気な高齢者を対象として、都会から一定期間、当町に居住していただき、その後、元の場所へ戻る仕組みを言います。

ワープステイの実現により、定住人口の増加による安定した消費需要の創出、子・孫・知人等の来訪に伴う交流人口の増加、滞在中の元の場所へ戻った後も第二の故郷として町への

愛着を持ってもらうことにより、観光振興及び地元産品の販売促進などの経済効果が期待できます。

講演終了後の自由交流の部では、高知県、熊本県宇城市、地元静岡県焼津市ほか民間事業者数社から御賛同の御意見等をいただきました。

また、講演の中で、JOINに対し当町でのワープステイの経済的影響調査をお願いしたところ、早速、JOINの事業として調査していただけることが決まり、現在、JOINから委託を受けた民間企業が現地調査、各種データの収集・分析等を実施しています。

この調査結果は、今後、当町でワープステイの実現を検討する上において貴重な資料になることが期待されます。

今後とも、ワープステイにつきましては人口減少対策の一つの方策と捉え、職員とともに勉強会を重ね、実現に向けて研究してまいりたいと考えています。

5、伊豆半島ランドデザインについて。

7月23日、伊東市で開催された7市6町首長会議で伊豆半島ランドデザインの完成報告を受けました。

伊豆半島ランドデザインは、7市6町首長会議の平成24年度事業として伊豆観光推進協議会及び公益財団法人静岡県市町村振興協会の助成を受けて、一般財団法人企業経営研究所に委託し、各首長のヒアリング、学識経験者やまちづくり団体等を構成員とした専門部会による検討、観光関係者や市民団体等によるワークショップ等を経て策定されました。

伊豆半島ランドデザインは、伊豆を一体的・総合的に捉えた長期的視点に立つ地域づくりの方向性を示すとともに、直面する課題を解決し、地域の振興を図る戦略を構築することにより、地域の誇りと世界の中で輝き続ける伊豆の未来を創造することを目的としています。

内容は、世界から称賛され続ける美しい半島を基本理念として、伊豆半島ジオパークを戦略の中心として集中的に推進するとともに、雇用の創出を図り、交流の拡充と定住促進をすため、喫緊の課題である産業創造、基盤整備、安全安心の三分野及び交流産業クラスターの創出と再生、ネットワーク型交通・都市基盤の構築、柔硬一体のしなやかな防災・減災対策の構築、官民協働による推進体制の再構築を集中して推進することとしています。

伊豆半島7市6町首長会議は、平成18年度に伊豆半島6市6町首長会議として熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び函南町を構成員として設立されましたが、本年度から沼津市が参画することになり、

伊豆半島7市6町首長会議と改名され、これらの市町の共通する様々な行政課題について協議を行い、その解決に向け相互に協力し合うことを目的としており、伊豆半島ランドデザインがその指針となることが期待されています。

伊豆半島7市6町首長会議では、今後、地域と一体となってランドデザインの推進を実行して行くため、既存の各種協議会の集約や連携を強化し、新たな推進機関の設立を視野に入れながら協議検討しているところです。

当町では、今後、総合計画と整合性を図りながら、伊豆半島といった広い視野に立ちまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、町民や議員の皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

6、滞納処分強化対策について。

静岡県と35市町でつくる静岡県個人住民税徴収対策本部会議は、個人住民税の収入率向上のため、平成24年から3カ年を集中計画期間とし、最終収入率91.5%を目標に徴収対策を強化していることであります。

平成24年度の県全体における収入率は90.8%で、対前年度比1.4ポイントの上昇となり、特別徴収義務者の指定促進や滞納処分の取り組み強化による効果が現れてきたものと考えられます。

当町でも平成24年度の決算において、町税全体の調定額は10億8,276万4,675円で収入額9億6,614万8,539円、収入率89.23%対前年度比0.06ポイント上昇となり、滞納額は1億1,126万3,060円でした。

この要因は、静岡県滞納整理機構による徴収や、個人町民税を給与から天引きする特別徴収義務者の指定促進等を実施するとともに、平成24年9月5日から平成25年3月末まで徴収対策強化の取り組みとし、静岡県の協力をいただき静岡県経営管理部財務局税務課個人住民税対策班から2名の職員の派遣を受け、町職員併任とし、財産調査や差し押さえ等の指導を受けたことなどにより、個人町民税収入率90.62%で対前年度比1.45ポイント上昇となったものと思料しております。

また、平成25年度においては、個人町民税で収入率92.3%の目標を掲げ、滞納処分につきましても年間30件以上実施するとともに、各市町、静岡県及び静岡県滞納整理機構と連携し、11月及び12月の滞納整理強化月間の取り組みを推進するなど、更なる収入率向上を図り、税の公平性確保に努めてまいります。

7、産業振興等について。

(1) イベントの開催状況。

6月23日、第4回南伊豆・弓ヶ浜オープンウオータースイムレースが開催され、各地から103名の参加があり、内34人の方に町内への宿泊をしていただきました。

また、8月24日、25日の両日は第15回弓ヶ浜ビーチバレー大会が開催され、各地から466名の参加があり、内454人の方に町内への宿泊をしていただきました。

さらに、9月1日開催の第3回国際マスターズオープンウオータースイムレースには、各地から171人の参加があり、この中には、台湾、韓国、オーストラリア、アメリカ、スウェーデンからの招待選手も含まれております。

このような行事へのサポート体制であります。8月のビーチバレーの際には、宿泊施設関係者及びNPO等によりバーベキューのおもてなしが行われました。

また、今月の国際マスターズの際には、観光協会を事務局とする実行委員会が、前夜祭「黒船ウエルカムファンクション」を開催し、参加者の歓迎に当たりました。

今後は、10月13日に第4回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催される予定で、既に各地から150人以上の参加申し込みをいただいております。当日の大会運営には宿泊施設関係者がボランティアとして参加することになっております。

さらに、9月20日から始まります「伊勢えびまつり」に合わせ、JRの「伊勢えび号」の運行も計画されており、秋の行楽シーズンに向けた誘客宣伝を、積極的に展開してまいりたいと考えております。

(2) 世界ジオパーク認定に向けた取り組み等。

平成24年9月26日に伊豆半島全域は「伊豆半島ジオパーク」として認定され、同時に日本ジオパークネットワークへの加盟が承認されました。

現在は、当町を含め伊豆7市6町及び静岡県で構成する「伊豆半島ジオパーク推進協議会」が中心となって、平成27年度中の世界ジオパーク認定に向けた活動を展開しているところです。

また、富士山は本年度6月にカンボジアのプノンペンで開催されたユネスコ会議におきまして、世界文化遺産への登録が正式に承認されました。今回の世界文化遺産への登録が、富士山周辺において日本人観光客はもとより、外国からの観光客の入り込みに多大な影響があったと聞いております。

当町におきましては、天神原の長者ヶ原頂上や大峠から雄大な富士山を臨むことができ、毎年5月5日から5月20日まで開催される「長者ヶ原山つつじ祭り」の際には、山つつじの

開花状況に加えて、富士山が遠くに見えるか見えないかといったことが、来訪者の楽しみのひとつになっております。

この長者ヶ原周辺は、蛇石火山の噴火によって形成された丘陵地形として、伊豆半島ジオパーク推進協議会認定のジオサイトにもなっており、平成24年度中にサイト説明看板の設置も完了いたしました。

ジオパーク構想の推進には、圏域内におけるソフト事業の展開が最も重要であるとされており、既に、推進協議会の認定を受けた町内在住のジオガイドの皆様を中心に、ジオツアーの開催、ジオ関連商品の開発等様々な事業が展開されている中、町内で雄大な富士山を眺める場所として、蛇石火山ジオサイトを重要な観光拠点であると捉え、富士山の存在と関連性を常に念頭に、各種施策を進めてまいります。

(3) 観光施設等の入り込み状況。

本年4月から7月における観光施設等の入り込み状況がまとまりましたので、ご報告します。

今年は、一昨年に発生しました東日本大震災から3年目の夏季シーズンを迎え、海離れといった深刻な状況も徐々にではありますが緩和され、震災前の状況に戻りつつあるように思われます。

また、今年は台風等の大きな被害にも合わず、梅雨明けも昨年と比較して15日早くなるなど、以前のような夏の賑わいに戻ることを期待したところ、全体では153,294人で、対前年度比105.15%と前年度を上回る入り込みとなりました。

分野別で見ますと、弓ヶ浜海水浴場は6,378人で、対前年比166.31%、子浦海水浴場は1,020人で、対前年度比152.24%、中木海岸は8,814人で、対前年度比106.18%となりました。

なお、昨年に引き続き弓ヶ浜と子浦の両海水浴場では海水浴客の安全安心を確保するため、放射性物質検査を6月、7月及び8月に実施した結果、両海水浴場とも放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されませんでした。

次に、民宿旅館等の宿泊客数につきましては、民宿が11,304人で、対前年度比100.85%、旅館等が45,808人で、対前年度比91.62%、全体では対前年度比で93.31%となりました。

また、観光施設につきましては45,685人で、対前年度比115.37%となりました。

各地域で実施した海中散歩を初めとする各種イベントなどは1,172人で、対前年度比92.87%となりました。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の利用状況につきましては30,542人で、対前年度比104.26%となりました。内訳は、銀の湯会館が23,042人で対前年度比109.53%、みなと湯が7,500人で対前年度比90.84%となりました。

観光施設等の入り込み状況は別表のとおり記載してございます。確認しておいてください。

以上をもちまして、平成25年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより、一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（稲葉勝男君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

今日の朝、起きるときに雷神さんがどんと太鼓のような音で目が覚めましたけれども、9月議会最初の質問者になります宮田です。よろしくどうぞお願いします。

今年の夏は天候に恵まれまして、去年より観光客が戻ってきたというお話は聞きました。少し安堵しておりますけれども、経済回復がまだ道半ばのため、気を緩めずに基幹産業の観光産業等を注視していかなければならないと、こう思っています。

まず初めに、自然再生エネルギーを活用した災害に強いまちづくりについてお聞きします。

未曾有の大震災から2年半が経過しようとしております。東日本大震災では、さまざまなライフラインが広範囲に停止し、大規模災害時のエネルギー供給体制の脆弱性が露呈いたしました。本町では地震による直接の被害はありませんでしたが、今後予想される東海、東南海地震等初め、今年日本各地で発生した記録的な豪雨による洪水、土石流、天候の急変による竜巻等の自然災害は記憶に新しいところでございます。

7月に発生した西伊豆町の災害では、町民を初め各団体、町の職員等多数の方々が参加さ

れたと聞いております。猛暑の中ご苦労さまでございました。

7月27日、我々議員有志6名も議長を初め、岩手県陸前高田市に続き「伊豆は一つ」との思いから災害ボランティアに参加させていただきました。この場をおかりし、全国 of 自然災害被害に遭われた市町村の一日も早い復興をお祈りいたします。

皆さんご存じのとおり、我が町は伊豆半島の先端に位置し、約57キロの海岸線を持ち、面積の約8割以上を山林、原野が占めております。

自然再生エネルギーについては、風力発電は稼働中でございます。家庭用の太陽光発電の補助は行っておりますが、大変残念なことにメガソーラー発電所の建設計画は白紙の状態でございます。

そんな中、7月30日、議員研修で山梨県米倉山太陽光発電所ゆめソーラー館やまなしへ視察に行つてまいりました。そこの方の説明によりますと、出力は1万キロワット、年間発電電力量1,200万キロワット、一般家庭3,400軒分の年間使用量に相当すると。南伊豆全部を網羅できる、そういう感じの発電量です。そして、5,100トンの二酸化炭素排出削減効果を見込んでいるということでございました。今後の低炭素社会構想等到大変参考になりました。

ちなみに、静岡市の過去20年の年間平均日照時間は47都道府県中第3位です。2,144.5時間ということです。南伊豆の日照時間は静岡市より長いと聞いております。メガソーラー発電所建設が期待されております。

また、町では地域資源が豊富なことがわかっております。現在、先ほど行政報告にもございましたけれども、温泉・地熱資源を活用した町の活性化策の検討を模索している段階と聞いております。今後も町民の皆さんに丁寧な説明と理解を得て、温泉・地熱と共生したまちづくりに挑戦していただきたいと思っております。

毎日私たちが使用している電気の発電燃料は水力、太陽光、風力、地熱発電等自然再生エネルギーを除けば、石油、石炭、LNG（液化天然ガス）などほとんどを海外から輸入して依存しております。本町においても震災等の自然災害だけではなく、政治的な理由から供給が滞る可能性があります。エネルギーセキュリティーの観点からも、また、不可欠な要素と考えられます。

このような背景から、自然再生エネルギーや従来型のエネルギーそれぞれの長所を生かし、多様化を図りながら、徐々に自然再生エネルギーの比率を上げるよう、いかなるときも町民への安定供給を実現することが町の重要な課題ではないかと思います。

一つの考え方としまして、スマートシティという考え方がありますが、南伊豆町ではス

マートタウンとでも言うんでしょうかね。わかりやすく説明させていただきますと、4、3、2という数字を使って説明させていただきます。世界的なエネルギー事情を説明しますと、世界人口が約70億人の中ですよ。電気のない生活をしている人々が約16億人、4分の1、中国人とインド人合わせた人口が24億人、3分の1です。そして、石油埋蔵量は富士山をカップにしますとその2分の1の容量。これはどういう事実をあらわしているだろうかということなんです。非電化生活をしている16億人の人々には、やはり快適な電化生活の実現が望まれております。生活の向上が著しい中国とインドで多くの人が車に乗るようになったら、残り少ない石油はあっという間に消費されてしまいます。したがって、石油に頼らないエネルギーの安定供給が世界的な急務となっております。

環境の側面からも同様に、その燃焼時にCO₂（二酸化炭素）を排出する石油や天然ガス、石炭といった化石燃料からの脱却が地球規模での問題となっております。低炭素社会を実現し、国境を越えての平等なエネルギー供給のために大きな期待と可能性を秘めているのが太陽光を初め風力、波力、地熱等自然の力を利用する再生可能エネルギーです。

これまでは化石燃料や原子力などのメガインフラが中枢をなしておりました。町や工場などの需要側に流し込む形での送配電システムがとられてきておりました。これからは需要側でも最大限に再生可能エネルギーを取り込み、メガインフラと需要側の双方向での管理、これが電力の新しい系統制御を行っていく、これがスマートシティの構想であると、こういうことです。

具体的に申しますと、各住宅の屋根に太陽パネルを設置して発電します。今やっておりますね、町でも。生活に必要な電力を賄った上で、余剰電力は電気自動車等に、今度購入するという事ですから、蓄電して各家庭の電力メーターにICT（情報通信技術）を組み込んで、家電を外からでもリモートコントロールできるようにする。こうして、まずスマートハウスというのが誕生します。そのスマートハウスが連携してスマートコミュニティが作られる。要は隣の家で電気の融通をしますか。それがスマートコミュニティ。そこでコミュニティで電力が余ったら、電力消費量の多い都市部に環境の負荷の軽いグリーン電力を送れるようになります。このように送配電システムで電力系統のインテリジェント化を実現し、再生可能エネルギーを最大限に利用するのがこのスマートシティと、このようにうたっております。

国内では経済産業省の中に次世代エネルギー社会システム協議会が設置されております。これはスマートシティを実証するための戦略的な取り組みを推進しているところです。戦

略的な取り組みとは、つまりエネルギー問題の解決と生活の利便性を図る上にプラスアルファのイノベーションを求めていくことであると。イノベーションとは、新しい知識や技術が牽引する社会経済システムの構造改革を意味している。技術開発だけではなく、経済再生の一つのシナリオを示すものでなくてはならない。そのために目指しているのは、新たなビジネスモデルをつくり出して雇用も創出し、欧米と組んで関連機器の国際標準化を実現して海外展開も可能とすることであると。日本の経済的発展までを見据えているということです。

スマートシティ構想を現実的にしたのは何かというと、今度購入する電気自動車の実用化なんです。通常電気自動車が積んでいるリチウムイオン電池は1.6日分の家庭消費電力をためられるというんです。電気自動車は、これまで家庭での太陽光発電などから得た電力は余っているんですね。余剰分があっても蓄電していくことはできなかった。これからスマートハウスが進めば電気自動車に蓄電して、その蓄電した電気を売ることができる。そうすると、一つのエネルギー革命が始まりますよということでした。

そんな中で、この太陽光、風力、波力、潮力、地熱等々、ICT情報通信技術を活用した自立地産地消型のエネルギーの推進により、災害に強く、低炭素な町の実現を戦略的発想を持って目指す考えはございませんか、お聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常に大局的な国策に沿うような大きな話で、まず初めにこの質問に対してお答えいたしますけれども、町では住宅用太陽光発電システム設置補助金制度の導入や認定こども園、小中学校等公共施設へのソーラーパネル設置の推進、道の駅への電気自動車の充電施設の設置、さらには現在、地熱発電に関する取り組みも検討しているなど、少しずつではありますが、低炭素社会の実現に向けて努力しているところでございます。

また、ご質問の太陽光や風力、地熱等々ICTを利用した自立・地産地消型エネルギーの推進につきましては、特に東日本大震災を契機として、エネルギー制約下における取り組みとして注目を浴び、国の支援により、各地で実証実験が行われておりますが、まだ課題も多く、実用化には至っていない現状だと思います。

そのため、こうした手法が当町に適しているか、また、こういった課題や問題点があるか等につきまして、これら先進地の動向に注視し、検討していく必要があると考えています。

従いまして、当面は、これらの技術革新や研究が進展することを期待しつつ、次世代のエ

エネルギー社会を念頭に置きながら、町が今までできる自然エネルギー政策を着実に推進し、来るべき時代に備えてまいりたいと考えております。

先ほど議員が言いましたスマートシティとかコンパクトシティの考え方がございますが、これに対しては、やっぱり今集中型の電力管理から分散型の電力管理へ移行しようではないかという国策的な考え方がございます。ただ、送配電の分離の問題もまだまだありますし、これから原子力だけに頼っていいのかという非常に大きな問題があるかと思えます。そして、米国では既にシェールガスの革命が行われております。

やはり自国で行うエネルギーというものは自国でエネルギーを調達したほうがいいと。そのような中で今大きく考えられるのは、先ほど議員が言われました太陽光や風力があるわけですけれども、特にこれから国が考えていくであろうと考えられるのが私は地熱ではないかなと思っています。

地熱発電が本格的に行われた場合は、非常に国のエネルギーというか、いわゆる地熱自体の持つ資源、これを世界の中でも日本はすごく大きい資源を持っているという考え方がここにはあります。ただ、今まで地熱発電に対するリスクとか、そういうことが非常に言われてきました。ただ、技術革新の中で、それらがこれから解消されていくのではないかという期待は今持って、その辺を見詰めていきたいし、そのような方向性を考えながら町政を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 大変前向きな意見でありありがとうございます。

私は10年、20年先考えて動かないといけない、こう思っているんですよ。エネルギー自体がないと、この議会だって、電気が、エアコンが、庁舎自体が動かない。町だって動かないと思うんですよ。だから死活問題、国によって、国もそうですけれども、これを自分のところで賄えれば、いわば私さっき言ったように災害にも強い、そういう町ができる。先ほど言ったように東海、東南海、まして今、集中豪雨等で竜巻等がございますけれども、そういう面から見ても、エネルギーというのは密接に本当に命に関係ある、こう思っておりますので、そこで町の先ほど言った10年、20年先を考えて、今、私が提案しましたけれども、有識者等を入れた協議会などの設置の考えはないかお聞きしたいと思うんです。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 非常に難しい問題でありまして、エネルギーに関することは。それで、当然私たち素人が判断していく問題ではないと思っております。そういう中で町民の皆さんの意見を糾合しながら、そして当然有識者の意見を聞きながら今後の低酸素社会ですか、エネルギーのあり方というものは考えていかなくちゃならないなと思っております。

そして、聞いた話ですけれども、日本近海にはメタンハイドレードというすばらしい資源があると。これらも今、使う形、技術的な革新の中で使うことができるようになってきています。そういう形の中で、国は今エネルギーをどうしようかというのは非常に大きな問題として捉えております。そういう形の中で今言われたように有識者を当然入れながら、新しい南伊豆町のエネルギーのあり方、いわゆる南伊豆町は国ではないんですから、もっと小さな形の中で分散型のエネルギーの管理の仕方、これがどういうふうにあるべきかということはまだまだ検討する余地があろうかなと。そして、なるべく自分のところで全てのエネルギーが賄える方向性というものを見つけていきたい。これが10年、20年後の南伊豆町の姿であればいいなと、このように思っています。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 次に、東日本大震災では外部からの電力供給が遮断され、代替電源も十分確保できなかった避難所もあると。避難所生活が長ければ、いろいろな問題が出てきますよね。特に災害弱者と言われている子供、また高齢者の体調不良など、健康が損なわれる可能性が大変大きいと、こう感じております。

そこで、役場庁舎を初め避難所となる学校等に蓄電池を備えた太陽光発電の導入の考えが1点。

聞きたいのはもう一つ、8月11日に、静岡新聞によると、県は大規模地震が発生した際の対策拠点や避難所となる県内の公共施設への太陽光発電設備を加速させると。国の補助金を活用し、2015年までに市町村からの要望を受けた40から50カ所の整備を想定しているとの報道がありました。

災害時には住民はもちろん、観光客に対しても重要な設備と考えております。これに対して要望するのかどうか、この2点をお聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） お答えします。

本年度、太陽光発電導入につきましては、認定こども園では、設計業務委託を既に業者に

発注済みです。

南中小学校、南伊豆中学校、南伊豆東中学校の3校についても、本年度中に設置施工調査を実施いたします。

蓄電池を備えたものについては、技術開発などの動向を見ながら総合的に検討する必要があると考えております。

蓄電池に限定しませんが、避難所の非常電源確保といたしましては、学校関係、役場防災及び自主防災団体等と連携協議等をしながら対応していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この県のほうへの要望というのはするのকাশないのか、その辺はどのように考えておるのですか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 防災拠点にソーラーをとということではありますが、とりあえず検討はしてみたいと思っております。やる、やらないということではなくて、この8月11日に出た新聞ですね。これの報告としては、検討はしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 次に移らせていただきます。

次に、町民の交流活動促進についてお伺いします。

このまま町の人口減少が進みますと、10年後の人口は約7,000人台になると予想されます。地区の活動、催しにも困難を生じることも考えられますし、限界集落地区等も増えてくると想定されます。現在でも、ある地区ではクリーン作戦、草刈り等の人員確保に苦勞している。また、ほかの地区では奉仕作業する人が少なくなり、要は仕事量が増えて大変だということも聞いております。

隣の下田市の例を見ますと、まちづくりサポータークラブというのがあります。この下田市では市民、企業、団体、行政などが一体となって取り組む協働型まちづくりの推進を目指して、地域のために何かしたい、自分の持っている知識や技能を地域のために生かしたいというその思い、活動の事業の活性化のために、もう少し支援が欲しいというまちづくり活動

からの要請を結びつけるための下田市まちづくりサポータークラブですか、それを開設しているということでございます。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、南伊豆でも先ほど言ったように10年後7,000人台になると考えられるんですよ。私は先ほど東日本大震災云々申しましたけれども、平常時、日ごろですよ、日ごろの奉仕作業を通じての行動が人のつながりや信頼関係を生み出すと、こう考えているんです。非常時に災害等に大変役に立つのではないかと、こう考えます。高齢化が進む中、町が各区の活動を、例えば海岸に寄せる海草、ごみ、河川の草刈り等を広報、南伊豆広報でも結構です。携帯端末を利用して町民の情報提供し、交流活動の一環として公共的、公益的な目的で行う事業の活動に参加してもらうことにより、人手不足を補うとともに自助・共助・公助、また「近所（助）」の啓発を図る考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町内環境美化運動の日として5月30日を中心として、南伊豆町の自然の美しさを守り、快適な生活環境を維持するとともに、町民一人ひとり美化意識を高めるために、町民総参加の清掃活動を依頼しているところであります。

こういう形を公共が主導するのではなく、本来は自主的に町民の方がやっていただけると本当にありがたいなど、このように思っております。

また、7月を静岡県下一斉の河川海岸愛護美化運動月間として河川堤防等の草刈り、清掃、海岸等の清掃等、それぞれの各区の実情に合わせて、これも依頼しているところであります。これも自主的にはやっただいていただいていると思っております。

町では以前から河川や海岸愛護美化運動に対し、作業量、参加人数によって補助金も交付しております。

これら以外の各区の活動については、あくまでも実施主体が各区となるため、町としては広報紙による情報提供が可能と考えますが、必要に応じてシルバー人材センターを紹介したり、また、区長連絡協議会の検討をお願いしていきたい、このように思われます。

それと、先ほど議員が言いました自助・共助・公助という考え方ですけれども、公というのは余り期待できないと考えたほうがいいのではないかなど。

〔「近所（助）のほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○町長（梅本和熙君） そうです。それなんです。それで昨日、防災の関係で後援を受けてま

いりました山村さんの話です。山村さんが言っている近助の考え方、自助、公助、近所（助）、このことが必要だと。地域コミュニティを大切に下さいという話でした。そういう形の中で防災とか常にどのような形の、防災訓練も例えば「皆さん集まりなさい」みたいな防災訓練ではなくて、本当に例えば昨日地震がありましたね。あの地震のときに、あの全ての人たちが、さあ、地震があったから逃げろというようなことをするということが訓練なんだと。こういうことを常にやっておかないと、地震があっても今日は大丈夫ではないかというような感覚になる。どんな小さな地震があっても、そういうことに対して全員が逃げよう。組織の中、家族もそうですけれども、そういう形でやっていくことが必要だというようなことを話されていました。

今後いろいろと町といたしましても少子化していく、人口減少していく、これに対してどのように対応していったいいのか苦慮しているところでございますが、いろいろと新しい方向性を考えていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど私言ったように、人口が減ると。人口が減っても、南伊豆町の面積というのは減りませんよね。一緒なんです。作業をする時間も長くなる。作業量も増えると。高齢化が進んでいくということは、お互いの区同士で区長会もありますよ。ありますけれども、その間に立って、町が、ではどこかの区とある区、早い話、若い衆がいる区と作業するけれども、ちょっと手伝ってくれないかと。お互いの区でも交流というのがそんなにない。私いろいろ歩いていますけれども、そんなにないですよ。お互い助け合って近所（助）、南伊豆町の中ですから、そういうことを図りながら行政運営ですかね、一つの行政運営だと思うんですよ、お互いに助け合うんですから。別に見返りは受けないんですから、お互いさまだよと。それによって今の世の中、結構この田舎でも人と人のおつき合いというのは希薄になってきます、今。ですから、顔見知りだったら何かあったとき、災害があったとき助け合うことができますよ。津波が来たときに今度、山のほうへ来いよと。山で災害あったときは海のほうへ、こっちのほうに来いよと、お互いの交流ができるのではないかと、こう思っているんですよ。

ただ一つのやり方として草刈り、お互いにやったらどうなのかということなんです。ですから、ちょっと互いにやればいい話なんです、確かに。だけれども、お互いに遠慮というんですかね、し合っているというんですか。そこを町が「じゃ、どうだい」ということで、

ちょっとした最初の一步の手助けをしてはどうかという、そういうことなのです、私の言っているのは。

ただ、年がら年中やれよということではないんです。できれば区同士でもいいんです。早い話が、公共公益性があるんだったら、ほかの団体でもいいんです。やるから手伝ってくださいよと、流れ星もありましたよね、2月に。流すはいいけれども、今度拾わなければいけない、回収しなければいけない。そういうときでもいいではないですか。そういうときお互い町民みんなで助け合って一つの町をつくっていかうではないか、そういう私考え方だと梅本町長は思っておりますので、共同作業なんだと。ですから、その一つとして、やり方の一つとして、どこかの課で、こちらで下田市が、企画がやっているみたいですがけれども、できないものかということを知っているわけです。だから、年がら年中ではないんです。まず、最初の一步ができないものか、そういうことをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議員の言われたことわかりました。その辺は検討してまいりたいと思います、なるべく近い将来そのような形ができるように。

それと、一応町のほうにもボランティアコーディネーターの会とか、いろいろボランティアを推進してくれる人たちは大勢います。そのような中で今、青市のもとの観光協会のあそこをできればボランティアの拠点にしていきたいなと思っております。今ボランティア協会が使っております。それで、ボランティアガイドの人たちが主になっていると思えますけれども、ボランティアの人たちがそこへ集うような形、そしてまた議員が言われているように、各区が連携し合いながらお互いを助け合う、お互いの区を助け合うという形、これも検討して、できれば例えば草刈りとか、そういうお互いの共同作業ですか、そういうことに対して、では今回は手伝ってくださいとか、今回は手伝いますとかというそういう形ができるものであるなら進めていきたいなと。それで、この辺は検討して行政連絡員の中で、また検討をさせて、町で検討した後、行政連絡委員のほうで検討させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 前向きな答弁ありがとうございます。私ごとで恐縮なんですけれども、町長もたまに河川敷を歩いているかと思うんですけれども、草の伸びているところと伸びて

いないところあるんです。伸びてないところは地域の方の気持ちで、観光立町だと、南伊豆町は。少しでも町民を初め、また観光の来た方々に気持ちよく、青野川沿いでもどこでも歩いていただきたいということで個人的にやっているわけです、個人的に。私は行きながら頭が下がって、ありがとうございますという言葉をかけながら言うと、こことあそこは誰かさんがやってくれるんだけど、向い側のあそこはだれもやってくれないからどうにかならないものかとか、そういうお話を聞いているんです。ただ1回の作業だけでは、夏の草というのは次から次へと伸びてきますのでね。

ですから、できれば町長さっき言ったように1人やって、また1人一緒にやろうかとやってくれる。そういうのが一番理想的なんですけれども、夏の暑いときに出てこられる方も、なかなかいっしょにいませんけれども、私も少しでもお手伝いがあればと、少しだけお手伝いしているんですけれども、そういうグループ等が1つになればいいかなと。それが延長線上にボランティア、何かの災害のときに1つになって町のため、またその災害の復旧のために信頼関係もありますので、そういう方々は。役に立てばいいんじゃないか、こう思っているわけです。

ですから、さほど言ったように町長は区長会等々で申し上げていただけると、やっている皆さんもちょっと張り合いが出てくるんじゃないかと、こう思います。ひとつよろしく願いします。

次に参ります。

次の質問は、投票率の向上についてお伺いさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、選挙権とは参政権のうちの一つであり、選挙人の資格、すなわち選挙に参加できる資格もしくは地位を指す。これは選挙における投票する権利、投票権のみならず、選挙人名簿への登録や選挙の公示を受ける権利などを含むと、こううたわれております。

我が町では投票所の数が減りまして、現在のところ8カ所と認識しております。期日前投票所が1カ所ということで間違いないと思いますけれども、そのため自宅から遠くなり、投票所に行きたくても移動手段がなく投票できない。何回も他人の車に同乗させていただいては遠慮でお願いできない、そういう声を各地域の高齢者の方から多数聞いております。

平成19年7月に参議院議員通常選挙と南伊豆町議会議員選挙と同時にこれ行われております。そのときに期日前移動投票も行われておりますね。なぜ期日前移動投票がこの1度切りでやめてしまったのか、ちょっと理由がわかれば教えていただきたい。それと、今後、期日

前移動投票所設置の考えはないかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成19年度執行の参議院、町議会議員同時選挙から投票所が22カ所から8カ所となりました。

その選挙の際、石廊崎、下流、手石、湊、青市、入間、中木、妻良地区で1日ずつ出張期日前投票を行い、8日間で319人の投票がありました。

この当該選挙の投票率は79.88%でありまして、出張期日前投票の投票率は4.7%でありました。この4.7%の投票者に対し、各投票所ごとに3人の職員を配置し、そのことに伴い50万円強の経費がかかっております。

予想した投票率向上が図られず、経費をかけたほどの成果を得ることができないため、その後の選挙から、各地区での期日前移動投票は設置されておりましたが、私が就任後、選挙管理委員会へこのことについて検討いただくよう、依頼したところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） お話はわかりました。現在8カ所で行われている投票所の増設の考えはございますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

現在の8投票所は、平成18年3月策定の「南伊豆町行政改革推進実施計画」により行った投票所の削減を含めた投票所の見直しであり、選挙の自由、公平性を中心とし、効率性についてもあわせて調査、審議、検討を行って出した結果であります。

平成19年の参議院議員及び町議会議員同時選挙から8カ所となりましたが、当町の投票率の推移は、県下他市町の傾向と同様に緩やかに減少しております。

しかし、この減少の要因は投票所の削減によるものだけではなく、有権者の選挙離れが原因とも考えられます。

この根拠といたしまして、投票所を削減した平成19年執行の参議院議員選挙では投票率79.8%と、平成16年執行の同選挙の投票率73.3%を上回り、県内1位の投票率でありました。

町議会選挙と同時ということも投票率の増加につながってはいますが、関心のある選挙であるならば、有権者が選挙に訪れることが考えられます。

投票所の増設のメリットは、高齢者の車等がなく、徒歩等で投票所に行ける方が投票に来てくれることですが、この恩恵を受けられる方はごく少数であります。

投票率を上げることは安易に投票所を増やすことではなく、選挙離れした有権者に対し、いかに選挙に関心を持ってもらうかということが今後の課題であると考えており、私が就任後、投票所を増やすことを含め選挙管理委員会へ検討していただくよう、依頼はさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 私、選挙管理委員会書記長ということで、今の補足をさせていただきます。

期日前投票、期日前移動投票所設置と投票所の増設の考えにつきましては、投票所への移動手段のない方などに対し、投票所や期日前投票所まで巡回バスの運行等により、投票機会を保障する、また定期バスなど行かない地区へは、期日前移動投票所の設置なども再度検討する必要があると考えております。今後、更に、調査、検討はしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 明快な回答ありがとうございます。

もう一つ関連としてちょっとお伺いしたいんですけども、これ総務課からちょっと資料いただいたんですけども、年齢階層別の投票率です。一番低い年代、ご多分に漏れず全国的に20歳から24歳、これは町長選から国政、県知事まで合わせても2割から20%から30%、多いときでこの間行われた町長選の44%、これが最高です。次に低いのが25歳から29歳。

先ほども言われた関心を持ってもらうための一つの提案として、今、職員の皆さんで当日の投票所と、それから開票作業を行っていると思うんですけども、その10%でも20%でも、この年代を中心に公募してもらって、選挙に関心を持ってもらってはいかがかと思うんですけども、もし答えていただければいいんですけども、答えて結構です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 投票に関しましては広報、同報無線等で投票の啓発をしていると

ころであり、20から25、25から29、投票率が低いと言われますけれども、その点については、もう私どもというか、個人の判断になっていくんだらうと、そういうふうに考えております。

ただ、啓発活動については重々しているつもりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

議員、政治的な関心、これは非常に大きな問題だと思います、投票率に関しまして。それで、よく政治的な無関心層がふえていることは事実だし、若い人たちが政治的に無関心であるということは、政治というものが若い人にとって何もしてくれないという感覚があるのかなど。そして、それは我々の立場もそうですし、議会のほうも同じような立場にあらうかと思えます。

そして、やはりこの将来の南伊豆町ということを考えてときに、若い人たちに自分たちの町なんだと。これから自分たちがこの町をしょっていくんだと。そういう意味で、また国に関しても同じだと思います。県に関しても同じだと思います。自分たちの県であり、人たちの国であると、こういう意識を持つ中で自分たちのコミュニティのあり方、これを考えてもらえるように関心を持ってもらえるように、そういう施策を何か講じていきたい。

それで、今回もいわゆる石廊崎の問題が解決しそうでございます。そういう問題を含め、そしてまた地熱の問題等を含め、ワークショップ等をいろいろとやっていきたいと。そして、皆さんの意見を聞きながら、一つの町政の方向を決めていきたいと私は思っております。そういう中で、若い人たちの政治に対する関心、物事に対する関心というものを高めていきたいなど、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 今、宮田議員の発言の中でちょっとお聞きしたいことがありまして、20から29歳までの若い世代に対して公募をしてという言葉が出ましたけれども、公募して何をさせるのか、ちょっとお聞きをしたい。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど言いましたけれども、当日の開票作業、また集計作業ですか、そういう関係を、早い話が100人でやるところを10人ぐらい公募してやるとか、そういう面

で関心を持ってもらってはいかがかということの提案です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 今、言われた開票集計に公募してという話ですけれども、この事務については、公募は考えておりません。啓発活動を十分することによって投票率の向上、そういうものを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ある地域では、その年代を公募してやっている地域もあります。それで関心を持ってもらって、では自分たちの票がどういうふうになっているのかと、そういう地域もあるんです、実際に。この間も報道でやっておりました。もっと開放的にできないものかなと。要は公務員だから云々とあるんでしょうけれども、そういう面も大事でしょうけれども、もっと外に、これも一つのPRでありましょうし、また公募されるかどうか、それはわかりませんよ、やってみなければ。やってみなければわからないけれども、やらないうちからやりませんよというお話もいかなものかと。だったら全国的に少し調べていただいて、どのような例があるか、ちょっと調べていただければと思います。この間は多分横浜のほうでやっているというお話を聞きましたので、今度公募するということではございました。

時間も時間ですけれども、町長は町民の町民による町民のための政治、町民参加型町政を信条としていると、目指している、そういうことではございましたので、今後も町民に寄り添う気持ちを持って行政運営に当たっていただくよう希望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） これより1番議員、加畑毅君の質問を許可します。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） よろしく申し上げます。事前通告の内容に従って質問させていただきます。

まず、1番最初の質問なんですけれども、温泉地熱調査の継続と地域活性化座談会の進め方というテーマで質問させていただきます。

7月27日に役場湯けむりホールで地熱調査結果報告会として住民説明会が開催されました。この調査は環境省の委託研究事業であり、継続申請すれば今後の調査も補助金で継続できると聞いておりますが、次のステップに進むためには、この申請を来月10月中旬までに行わなければならないと、そう聞いております。このペースでいきますと、多少急がなければいけないのではないかなと思いますけれども、今後のスケジュールはどのようになっていますでしょうか、説明をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

7月27日、議員がおっしゃられたように地熱調査結果報告会で提案しました南野山深部の地熱構造の調査及び地熱資源を活かした地域活性化の検討につきましては、町の事業として経済産業省の「地熱資源開発調査事業費補助金交付事業」及び「地熱開発理解促進関連事業支援補助金制度」を活用していきたいと考えております。

この「地熱資源開発調査事業補助金交付事業」は、ボーリング等地熱資源調査に関する補助金で、「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」は、地域の地熱利用促進に関する事業に対する補助金であります。

特に「地熱資源開発調査事業補助金交付事業」の交付を受けるためには、利害関係者との合意形成や自然公園法、温泉法等の許認可、地権者の合意等厳しい許可条件があります。このようなことの中で、まず町民の皆さんのご理解が重要と考えております。そのような中で報告会で報告をいたしました。御提案いたしました。

今後はスケジュールといたしましては10月中旬まで、これらの補助金申請を行うことを目

指しつつ、温泉関係者、旅館組合、商工業者、観光業者、農業者、関係区民等、分野ごとに座談会等を開催しながら10月初旬の全体説明会につなげていきたいと考えております。

また、補助金ですが、これは認められましても、試掘までにはいろいろな調査が必要であり、実際試掘が行われるのは大体3年程度後のことだと考えております。その期間にも十分な議論ができる、メリット・デメリットを考えながら皆さんと議論をしていくのがいいのかなど。

そして、やはり心配されるデメリット、よく言われる温泉の枯渇とか、そういうことを言われるわけですが、そういうことがどうしても学識者等いろいろな方々からの意見の中で厳しいという話の中であるなら、やめるという方向性もあるのかなど、このようにも思っております。

以上、そういうことで答弁といたします。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 明確な答弁ありがとうございます。

今、スケジュール、町長のほうから話してもらったんですけれども、この中で大事なことというのは、私はワークショップを多数開催していくというこの町長の方針だと思うんです。実際、町長も今言われたように利害関係者も含めての中で本当に反対意見が多くて、これが影響してしまって町の運営にかかわるといふのであれば、最終的に反対という、やらないという判断をしなければいけないときも来るのかなと思うんですけれども、私思うのは、可能性のあるものに対して、やるべきことまでやらないで判断してしまうというところは、もういい加減やめたほうがいいんじゃないかなというのがあります。どうしても可能性というところは信じたいなというのがあります。

というのは、今回の予算にしても、温泉の試掘のほかに理解促進ですね、その辺の予算もついているわけですよ。これ要するに地熱を利用してという前提ではあるんですけれども、そこから先に、そこから生み出した要は予算的なものができたときに、それを使ってどうまちづくりに生かしていけるかというところが重要だと思うんです。

正直言いまして、今まで地域の説明会、僕も加納区の説明会からずっと出させてもらったんですけれども、もしも地熱発電所できたとしても、そんなに大きな規模ではないというのは聞いております。しかも、そこで生み出す雇用が町の何十人なんて規模にはならない。せいぜい数人だということになりますと、地熱発電所さえできれば一発逆転で物すごい勢いで

利益生み出すというわけではないというのは、ほとんどもうわかっていると思うんですよ。

ただ、そこから生まれるエネルギーによって、どう使いこなしていけるかというところが重要なものでありまして、当然危険な部分は考えなければいけない。今まで使っていた人たちが被害に遭うようでは意味がないので、そこがクリアできるのであれば、次の段階でどう進むかというところは、このワークショップの中で十分に説明していかなければならないと考えております。

これいろいろなところで私この質問していると言われるんですけども、例えば温泉をずっと掘り続けて、それを捨ててしまうのではないかというような人がいたりとか、要するに熱を使って循環させるということすら理解してもらっていないということもあります。その点も含めて十分に説明をしていかないと、誤解されたままリスクの部分だけかクローズアップされていくというような展開がちょっと心配ですので、その点お聞きしたいと思いますけれども、どんな考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員が言われるとおり、最終的な目標はまちづくりです。この地熱を利用したまちづくりということを最終目標にいたしております。単なる地熱発電だけをやっても、先ほど言ったように雇用はせいぜい3人とか5人とかという世界で、町にとってそれほど大きなメリットはないだろうと。

ただ、エネルギーを集中型から分散型へ移行していこうという国の施策がありますけれども、本当に町にとってそれだけではちょっとメリットはないだろうと。最終的にはまちづくり、そして、いろいろリスクに関しても調べているんですけども、今、一般的な今までの地熱発電ではなくて、今言われているのが延性帯地熱系発電という新しい形で、例えばこれは相当深く掘るらしいんですけども、学者が言っているんですけども、この発電方式はやや深い掘削深度を必要とするものの、亀裂を人工的に造成するため、亀裂を外すという従来の地熱開発に見られた掘削的中リスクが解消される。この発電方式は天然の熱水対流系が存在し得ない延性領域を利用するため、約28,000もの源泉からなる我が国の温泉文化と抵触しない究極の温泉共生型地熱開発を可能とするということで、こういう研究も、もう既に進められているそうです。こういうことを含めながら、まだまだ我々は検討していかなければならないなと思っております。

先ほど言ったように例えばこれ国交省のほうから「補助金オーケーですよ」という話になっても、大体3年間ぐらい先の話でありまして、その間にまだまだ皆さんと議論ができるなど、このように思っているわけでありまして、でき得れば補助金申請だけのご理解をいただきたいなど、このように思っている次第です。

あと詳しいことは、課長のほうから何かこの技術的な話とかという部分での答弁できますか。

では、課長から答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、お答えいたします。

ただいま町長のほうから技術的というお話でありました。それで今、町長のほうからの紹介といたしまして、いわゆる延性帯を使った地熱発電という手法があるということのお話がありました。今、いわゆる国を挙げて研究というものが非常に盛んに進められております。それから、このたびの平成26年度の政府の概算要求につきましても、いわゆる経済産業省あるいは環境省で本当に膨大な予算をつけております。そうした中で、いわゆる研究それから実証実験等々が国を挙げて進められております。

そういった中で町長が先ほど申しあげましたように、いろいろな手法というものが進められております。昨年度、私が静岡県企業のほうで、いわゆる温泉発電の研究会があったんですけれども、そのときの弘前大学の先生の提案していたものがただいま町長が申しあげたような新しい地熱発電の方式でございます。その先生が申しあげておりました言葉の中に、まさに今、地熱発電のいわゆる技術だとか施設等につきましては、まさに百花繚乱の動きがあるというふうな発言がありました。ということで、いわゆる技術的なお話は私からは申しあげられませんが、そういったことで国を挙げて非常に技術革新が行われているんだろうということにつきましては実感しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 担当課長からのお答えも含めてありがとうございます。

私が思うのは、先ほど同僚議員からの質問の中でもありましたけれども、今回の自然再生エネルギーというのは、まさにこれ3・11のあの事件、事故ですね、東北大震災以来、国を挙げてそういう方向に進んでいるんだというふうに思っております。逆に言うと、それがな

ければ原発の危険性というのはいまだに意識の中にないまま進んでいたのかもしれないというふうに思っております。

例えば災害が起きたとき、この役所が災害対策本部になるわけですね。ここで電気も通じない、何の動きもとれないということになったときのリスクということを考えれば、当然自前でエネルギーは確保しておいたほうがいいということがあります。

それから、この伊豆半島はフィリピン海プレートに載っかっているわけですが、先日ちょっと得た情報の中では、駿河湾のほうにある溝が実は熱海方向、東海岸のほうにも溝が切られているのではないかと。要するに伊豆半島自身が2つの溝に囲まれてしまっているのではないかとというような情報も得ました。

それが、その映像の中では首都圏が危ないというようなテーマだったんですけれども、私からしてみれば首都圏の前に私たちが住んでいる伊豆半島が危ないと。その意味でいうと首都圏がどうこうではなくて、その前にこっちが大変ではないかと、冗談ではないという思いがありまして、それから含めてこの議会のほうも浜岡の原発に対して、再稼働してくれるなという意見書を出していることもあります。こういうことも含めまして、やはり自前のエネルギーがないというところのリスクというところも考えなくちゃいけないと。

ただ、それがこの町の今までの方向性を壊してしまうというんでは、これは元も子もないというところで、非常に難しい判断になるかとは思いますが、ここは民間の人たちの意見も聞きながら、という町長の方針がありますので、十分にそのワークショップを生かしてもらいたいと思います。それから、温泉関係者だけではなく、商売されている方、これからまちづくりを考えられている方も含めての意見という形で方向性を見出してもらえればと思います。

続きまして、2番目の質問に入ります。

防災対策としての山林整備の推進というテーマで質問させていただきます。

7月に発生した西伊豆町での災害に町議会有志、またボランティア活動に参加したこともあり、災害に対しての対策を日ごろから考えておくことの大切さを痛感しました。山林の整備を怠ることによる山の斜面の保水力の低下が原因と考えられる山崩れに対しての当局の考え方を聞きたいです。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今回の西伊豆町の災害は、降水量が1時間100ミリ前後の局地的な集中豪雨により、山崩れが発生し、河川の水位が急激に上昇するとともに土砂が堆積したため、流域の家屋で床上・床下浸水や土石流流入等の被害が発生したものであり、近隣市町での災害発生は、当町といたしましても他人事ではなく、身近な問題であると認識しております。

当町といたしましては今回のような災害の未然防止を図るため、荒廃森林の解消に向け、森林整備に関する事業を展開している各林業事業体を支援していくとともに、各地から危険箇所を情報収集し、県単独治山事業での採択に向けた取り組みや既存治山施設のパトロールを静岡県賀茂農林事務所と引き続き連携して行うなど、減災に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、西伊豆町の状況というのはやはり目の当たりにして見まして、これだけ危険なのかというふうに感じておりました。新聞でも話題になっておりましたけれども、例えば西伊豆の幼稚園の件です。あそこの上の崩れたままの状況で今幼稚園が再開されていると。

ただ、今までは津波を想定していたがために、あそこに避難路をつくったと。そしてみたところ津波の前に避難路のほうが崖崩れでやられてしまったという状況です。地震による防災訓練と津波による防災訓練の違いというのは、これははっきりしたと思うんですよ。両方ごっちゃにしちゃってしまうと、むしろ危険な方向に進んでしまうということもあります。

そういった意味では、僕前から気になっていたんですけれども、町内に数多く見受けられる看板があります。崖崩れ注意、それから土石流危険という看板が至るところにあるんですけれども、これ数年前なんですけれども、私、静岡県のほうに県庁のほうに聞いたことがあるんです。余りにもこれ印象が悪いので、「なぜこんな看板にしたんですか」という話をしたんですけれども、「これは印象が悪いというのはわかっているんですけれども、山を整備していないということで危険性がありますので設置してあります」と、ご理解くださいという答弁だったんですけれども、「危険があるんだったら、いつそれは直してくれるんですか」という質問したところ、「予算の関係上答えられません」と言ってからもう多分6年ぐらいたっています。で、この災害です。

やっぱりここは進めなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。災害ボランティアで2回目に入った安良里のときには、やっぱり海の近くだったこともあるんですけれども、

最初に私が商工会の青年部として災害地に入ったときには、宇久須の山の崩れた部分の土砂の撤去だったんです。ところが、それその1面がずっとそういう形になっていたのではなくて、ある一部だけが落ちているという状況で、ちょっと異常な状況だなと思ったのですね。

それ聞いてみたところ、やはり山林の整備がされていないと。今、炭焼き等が商売にならないこともあって、公共のお金が入らないと山の整備を誰もしない。そういうことになると、木が伸び放題で地面の部分まで日が入らなくて保水力が低下してどんどん水がたまっていく。そこで大雨が降ると一気にどんと崩れるというところで崩れてしまったというのが現状ではないかなという話がありました。これはもう本当、他人事というよりも、すぐ起きてもおかしくないのではないかなと。

しかも、県のほうで危険区域です、土石流危険ですという看板がありながら、崩れたとしたら、これはどう説明するのかと思うんですけれども、これ実際町のほうに言うことではないのかもしれませんが、多分現状わかってきてないと思うんです、県のほう。ここは声を大にして言っていけないと思うんですけれども、この辺はどうお考えでしょうか。県のほうに言っているという事実もあるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常にいいご指摘だと思います。先ほど前の宮田議員の質問にも答えましたけれども、やっぱり山村先生が同じようなこと言っていました。看板、これはチリ沖地震の看板の表示をしていたと。「チリ沖地震はここまで来ましたよ」というような看板表示していて、皆さん安心していたら、それ以上のものが来てしまったというような。だから、チリ沖地震以上のところへ逃げればいいんだというような感覚で物事を考えていたら、そうでなかったというような話がありました。そういう形の中で、やはり物事の考え方、柔軟に考えていかなければいけないと、このようには思っております。

それと、危険の看板、本当にそれをやることによって、逆の形なんでしょうけれども、確かに危険であるなら危険の表示というのはあってもいいのかなという気はするんですけれども、そのことによって、例えば思い込みというものがありますね。思い込みというもの、例えばそこは危険だから、ではこっちへ逃げるとか、例えば山村先生の話で、あれはどこの話だったのかな。例えば大津波のときに、ここまでは来ないんだという地区の人の意見のもとに学校の小学生がそこでずっと待機、校長は「逃げましょう」と言ったら、そこへ待機して

そのまま子供たちが全員やられたとか、そういう形があったということで、やはり経験にとられた柔軟な考えのできない形というのは、ちょっとまずいですねという話は確かにありましたね。ちょっとお答えになっているかわからないんですけども、今言った危険の看板ということに対しても、もう少し考え方を本当にそれでいいのかということは考えていきたいと思います。また、県に対しても、そういうことをまた質問していくというような形でやっていきたい、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長の答弁、すごく言わんとすることはわかります。危険箇所のところに危険と書いたら、「いつやってくれるんだ」と言われて、逆に看板をしなかったら「危険ではなかったの」と言われて、どっちにしてもクレームをもらってしまうという状況はこれ否めないと思うんですね。

僕、具体的になぜこんなことを県に電話したかということ、例えば仕事柄、お客さんを、移住者を案内しているときに「この町って危険なんですよ」と言われたんですよ。どこにいても崖崩れ起きる可能性があるんですねと言われて、いや、そんなことはないですよ。例えばうちの後ろの山なんて危険の看板ありますけれども、僕住んでから30何年1回も崩れたことはないです。この下賀茂の商店街の中にもあります。実際に山を背負っていない部分、国道に面したところにもあります。これをよそから来た人が見ちゃうと、「なんて危険な町なんだ」と、「商店街までみんな山崩れ来るのですね」という話になっちゃうんですよ。ただ、これ今、町長言ったように、では、なければいいのかといたら、やはりそこは、今度は住民の人の気持ちが薄れてしまうので、これもなければいけないという部分があるので、バランスというよりも、これ前向きに山の整備を進めていますということしか答えが出ないのではないかなと思うんです。

それから、関連して防災訓練に関してなんですけれども、先日の9月1日、どこでも防災訓練をやった事実があります。これ今の時代ですと、SNSの発達によってフェイスブックなんかで各地の防災訓練の様子がすごくわかるんですけども、ではこの町はどうだったのかなというところで、やっぱり疑問が残ったんです。僕も防災訓練参加したんですけども、サイレンの発声の仕方によって人が出てくるタイミングがずれてしまって、そこが周知されていない。それを担当する人たちも実は理解していなかったりして、防災訓練になったのかならないのかというところがあったようですね。

あと、これ例えば火災のためとか地震のためというのであれば、「山から遠ざかってください」はわかるんですけども、避難地に行くまでに1度海の近くまでおりてから避難地へ行かなければならないとかという訓練の仕方があるとなると、これ津波に関しては全くナンセンスな方法をとっているということがありますので、津波が来るのか地震が来るのかどっちが先来るのかわかりませんが、例えば「今回は地震の避難訓練です」、「今回は津波です」とかという形をとっていかないと、結局やればいいと、通り過ぎてしまえばいいという意識のままにいくと、実際機能しないのではないかなというふうに思います。

私自身も防災委員をやっていた経験もありますので、当時からちょっと疑問点はあったんですけども、今後ちょっとそこはもう少しめりはりをつけないと、ちょっと西伊豆の状況を見ただけに、ちょっと方向変えなければいけないのではないかなという形も考えるんですけども、その点の質問とかというのは上がっていないですかね、各地から。例えば防災委員のほうからとか、各区の区長さんからとか、防災訓練やり方こうしたほうがいいのではないかなという話はないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

まさしく議員おっしゃるとおりだと思います。私は担当としまして、やはりまず避難、これがまず優先にはなろうと思います。今回の二、三日ですか、執行部のほうから始まって昨日の名古屋、あれを見ますと都市部は都市部の脆弱さというものがございしますが、尋常でない雨の量ですので、我々が町民の皆様に避難をしていただくときに何ができるのかなと、実際問題。今、おっしゃられたように、避難所でさえ危険箇所には囲まれているというのが我が町の状況でございます。

我々が、何ができるかと。私が思うには、まずは的確な情報伝達、これがまさに我々が工夫して進めていかなければならないものだと思っております。それにつきましては、やはり今避難の経路、とても重要なことになろうかと思っております。こういう雨の場合の避難経路と、まさしく地震・津波の避難経路とは全く違うような形があるかと思っておりますので、その辺は今後精査して、こういう避難訓練に反映させていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） ありがとうございます。

担当の方からの今の答弁、非常に参考になりました。実際そういうことだと思うんですよ。災害のときになったら、実際には訓練のときのようにはいかない状況が間違いなく出てくるんじゃないかなと思います。

2年前から私、地元の班長という形やらせてもらったときに、防災訓練をわざと今までの避難地と外しまして、わざと銀の湯の前の山に登ってみました。これは何がしたかったと言いますと、実際その山に登ることができるのかどうか、高齢の方々が。

間違った認識という、これ冷たく聞こえるかもしれませんが、何か高齢者の人たちは若い人たちが背負って山の上まで連れていってくれるんじゃないかというような、そういう意見が3・11の後ありました。地域の美談みたいに。僕はそんなことあり得ないと思うんですよ。実際そういう状況の中で自分の家族守るのに精いっぱいの中で、高齢者の人たちを順番に我々世代が背負って「山の上まで連れていくから大丈夫だよ」なんていうことは言えません。無理です。

だとしたら、その頂上まで登ってもらうのにどれだけ疲れるのか、何分で登れるのか、これを実感してもらわなければいけないと思ひまして、実際登ってみました。やはり高齢者の人たちはびっくりしていましたね。これ実際波に追われながらだったら登れるかどうかわからない。でも、「登らなければだめだよ」ということで終わったんですけれども、実際担当が変われば今までと同じような避難地に集合するやり方に戻ってしまうとか、区のほうとか担当者のほうの意識が前に進まなければ、ちょっと変わっていかないんじゃないかなというところがありましたので、今回ちょっと防災対策とは外れるんですけども、質問の中に加えさせていただきます。いろいろ答弁ありがとうございました。

それから、最後の質問に入ります。

南伊豆町のPR映像作成についてというテーマで質問させていただきます。

SNSの普及により、我が町のような過疎地域でも多くの情報を発信できる時代になっております。全国各地でPR競争が行われているわけですが、例えばどのような会議にでも共通して使用できるPR映像を用意しておくことはできないでしょうか。時間が長いものと使い勝手が悪いので、例えば5分10分程度の映像でもいいと思います。これからの時代、この映像は観光面においても非常に武器になるのではないかなと思うんですけども、そういう予定はありませんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町のPR映像といたしましては、民間企業の委託政策しておりますユーチューブで現在も放送されている観光情報「いい伊豆みつけた」があります。

また、本年度からホームページの動画配信が可能になったことから、職員が創意工夫をいたしまして、長者ヶ原山ツツジ、弓ヶ浜オープンウォータースイムレース、ユウスゲ、夏の体験型プログラムの紹介等、各種イベント情報をユーチューブにより配信し、好評を博しております。

SNSの普及により、情報の重要性につきましては十分認識しておりますので、「どのような会議にも共通して使用できるPR映像」といたしまして、どのようなものが適当であるか、また必要性を含めて検討してまいりたいと思います。

また、今、ゆるキャラが物すごく盛んになっておりまして、南伊豆町も皆さんご存じでしょうけれども、いろ男爵というゆるキャラを今、職員がつくっております、その辺のところも町の公式なゆるキャラに認定するかどうか、いろいろ検討してまいりたいと思います。そういうことも含めて、いろいろと南伊豆町をPRしていくことは考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今の町長の答弁にもありますように、ゆるキャラも含めて町のPRのためにはいろいろと映像も使ってイメージをつくり上げていくというのが大事だと思うんですけども、今、言ったユーチューブ上に流れている動画というのも大切なんですけども、私が一番重要だなと思うのは、会議の前に、プレゼンテーションの前に流れるちょっとした映像の中に町のイメージとか凝縮された映像をつくりたいということなんです。

イメージとして私の中にあるのは、前に台湾の観光の方々と一緒に交流した湯けむりホールですね、あのときの映像がすばらしいなというのがありまして、あのような映像がちょこっと流れるだけでも、かなりイメージが変わるのではないかなと。よく大手の会社が自分の会社のPRビデオ作成のために、こういう事業をやっていますとか、こういうイメージがあるんですというところで伝えて、その後、会議に入っていくという導入の方法としては非常にその手法というのが身になっていくのではないかなというのがありまして、偶然にも昨日の伊豆新聞に河津町の観光協会が観光宣伝用のDVDを作成したという記事が出ておりまして、これやられたなという感じがあります。

ただ、河津町も先行してやっていると、私も思いつくというぐらいのことだと、どこの町

でも思いつくのではないかなと思うんです。だとすると、やはりその映像を持っていないほうが今後不利に働いてくるのではないかというところがありますので、そんなに労力も時間もかかるものとも思えませんので、何かできないかなと思うんですけれども、具体的に何かありますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨日の新聞に河津がつくったという記事があります。それで、近隣では西伊豆町もつくって、既に販売しております。本町にはまだ映像ありませんが、実は職員がいろいろテンプレート等を利用してパワーポイント用に使える映像等は既に活用しているところがございます。ただ、これは職員限定ですので、ですから議員おっしゃるように今後映像または写真等を使って、町民誰でもが自由に使えると、間口を広げるということであれば、より宣伝効果も高くなるのかなというふうに考えますので、そういったことを含めて担当課等含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） ありがとうございます。

まさにその答弁が私聞きたかったんです。若手職員がやる気を持っているという部分がやはり見えてきているのかなと私感じているんですよ。さっき町長からも言われましたように、ゆるキャラの中で、今、これは職員が独自でつくったんでしょうけれども、いろいろ男爵、石廊崎をモチーフにしているという形なんですけれども、これ2年前に私が一番最初の議会で質問したときにSNSのことを言ったときに、これ言い方悪いですけども、半分相手にされなかったんですよ。そんなのは先の話であって、君らがやっていたらというような状況だったのをすごく覚えているんです。ただ、これが何年後かに間違いなくそういう状況になるのにと思いながら質問していたんですけども、現在やっとその時代が来たのかなというふうに思います。

町長も含めて今SNS活用して情報発信というところをしていると。この中での情報の交流というので、まさにその当地の状況がわかるわけです。西伊豆の状況に関しましても、やはりフェイスブックの中で先にわかったということもありまして、これは行かなければいかんということがあります。それによって、伊豆半島全体の商工会青年部を含めて青年会議所、JCも含めてあそこに集まったと。これが本当の情報の交流というところで使えるものであ

って、単なる遊びの道具ではないんだということはだんだん浸透してきたのかなというふうに思いますので、ぜひとも若手のやっている部分、これは今のところ若手の中でのツールでしかないんでしょうけれども、どうにかして公式なものに入れるのであれば、これはもう検討していく時代になっているのではないかなと思いますので、その点もお願いということで、3番目の質問とさせていただきます。

今回3つ質問させてもらいましたが、やはり今大きな問題になっています地熱利用のこと、それから災害も今日も大雨が降っていてこういう状況であります。随分、切迫した問題が山積みになっているんですけれども、何とか議会のほうも協力していきながら行政運営に努力していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 以上で加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 吉川映治君

○議長（稲葉勝男君） 3番議員、吉川映治君の質問を許可します。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 3番、吉川でございます。一般質問の通告書に従って質問させていただきます。

お昼が終わった午後1時からですので、非常に自分もやりにくいんですけども、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

まず、去る7月18日の未明にゲリラ豪雨で被災された西伊豆町の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私の一般質問に入りますけれども、まず1番目です。南伊豆町防災担当課と各地区自主防災会との連携についてございまして、今回のこの西伊豆町の災害というもので、私たちにも、いつ災害がやってきて、そしてどのような種類の災害が来るのかということとはわからない中でも絶えず緊張感を持ちながら、それに備えていかなければならないということを変更して認識したわけでございます。

そして、その備えの一つでありますけれども、災害が発生いたしますと、当然発足されるであろう災害対策本部のその前身である防災担当課と各地区の自主防災会及び災害ボランティアコーディネーターの会との事前の確認、訓練、そして検討というのがその備えの中にあるわけでございますけれども、したがって今回私のこの質問というものは、第1問目と第2問目のボランティアコーディネーターの会が絡んでくる質問というものを一くりに考えていただきたいというところをお願いしたいなと思っております。

つまり、万が一南伊豆にこういう災害が発生したと想定した場合にも、やはり一つの確認として発生から復興までというものを私なりに緊急の救命期、そして災害復旧期、そして生活の再生期というこの3つの段階に区切って考えてみたわけでありまして。そして、その3段階の時々に各地区の自主防災会、そして南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会、略して災ボラですけれども、その団体が活動できるその段階、段階で災害対策本部と事前によく連携ができていくように、あらかじめ協議しなければならないことを今ここで確認、検討していったら、本当実践、実際に災害が起こったときにスムーズに物事に対処できる、機能していけるような形にもっていければなと思っております、ちょっと今回の1問目、2問目の質問をさせていただきたいなと思っております。

まずその第1問目に持ってくるのが、今3段階に分けた緊急救命期、災害が起こって二、三日後のことでもありますけれども、そのところと災害対策本部、そして各地区の自主防災会との連携から質問をしていきたいなと思っております。

大災害発生から3日以内は当然道路も寸断されてインフラもとまった状態でありまして、ボランティアの方々がその現場に入るということは、なかなか本当に難しいことだと思っているわけでもありますけれども、反対にその時点が、人命が助かるぎりぎりの時間帯、要するに76時間ですか、76時間以内に主に救済の時期に充てなければ、その76時間を救済の時期に充てなければならぬというところで各地区の自治会の会員の皆さんが被災者救済のために、先ほど午前中に町長のほうの説明からありました共助ではなくて近所（助）ですか、近所（助）ということを中心になって行動されてくる時期であると思っております。

そのような時期であるわけでありますので、そういうことを想定して提携される災害対策本部と各地区の自主防災会との間で交わされるであろう「南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書」というものがまたクローズアップされてくるわけでありますけれども、ここでちょっと町長に質問したいなと思っております。

私これ前回は質問させていただいたんですけれども、私が今見ている南伊豆町の自主防災会災害時相互応援協定書というのは、前の町長と自主防災会との会長が交わしたものであるわけでありますけれども、梅本町長、改めてみずからの町長のもとで、その当該のその相互応援協定書というものを策定し直して、各地区の防災会の方々と締結する意思はあるのかどうか。そして、もしそれを策定し締結していく意思があるんであったら、よりグレードアップした内容の協定書を臨むものですが、梅本町長が策定しようとしている自主防災会の災害時相互応援協定書はどのような期待を込めて作成していくつもりなのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

新たな自主防災の災害時相互応援協定書をつくる気があるかということでしょうか。見直しをする気があるかということでしょうかけれども、十分これは検討されたものであると思います。今の段階で、また、検討はしますけれども、これを即変えていこうという考えはございません。先ほど議員が言われたように近所（助）の考え方、これは非常に大切なことだなと思っております。お互いが先ほど宮田議員からの質問がありましたように、これ防災だけに限らず、コミュニティの中でお互いが助け合うという考え方は本当に必要でありますし、そのような考え方をまず町民の皆さんにご理解いただく、そういうようなことを考えていきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） そうですね、私もそのさきの6月の定例会のときにも一般質問させていただきました。先ほども申しましたけれども、「南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書」のすばらしさというんですか、これがすばらしい協定書であるということは僕も述べさせていただいたもので、そんなに手直しするところはないことはもう私も重々承知はしておりますけれども、そうは言っても、やはり二、三そこから質問させていただいたところも

あるものですから、それについてまた再度同じような質問になるわけですが、またちょっとさせていただきたいなと思うわけであります。これが、私が言ったグレードアップした相互応援協定書作成の足がかりになれば、私もすごくうれしいわけでありますので、そういうふうな判断を頭の中でスキームとして伺いながら、ちょっと質問を二、三させていただきたいと思っております。

まず1つ目でございます。その第2条の（1）にありました避難所となり得る施設等の提供の事前確認であります。これもまた前回質問はさせていただいたんですけれども、そのときの答弁としては、「一般の町民の皆様の施設もお借りするようになるもので、今全てを把握していない」という答えだったんですね。

ただ、もしそのような状態で、これで災害が来たら、間違いなく対策本部と自主防災会が被災者支援のためのその避難所要請というところで混乱を起こすことは目に見えているわけでありますので、今のうちに各地区ごとで、その避難地、避難宅を把握して、なるべくならリストでも作成させていただいて、自主防災会長等にそのリストを手渡して、各地ごとの避難所の周知というものを徹底していかなければならないとも思うんですけれども、先の一般質問からの進捗状況というところを踏まえた上で、今一度これについてご答弁を願いたいです。お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

議員のご質問の中の避難所となり得る施設ということで、その進捗状況についてはいかなものかというご質問だと思います。前回もご答弁申し上げましたが、公会堂とか公民館等については、我々当然把握はしておるところでございます。ただし、いち地区が被災して、家族がもう住むところもないというような甚大なる災害の場合において、隣近所も相当ダメージを受けるだろうという想定もございます。

ですので、これは自主防災会長、会を通じてそのはなれが本当に安全なのか、そのご家庭も安全なのかということをもまず自主防災会長さんを通じて受け入れていただける自主防災会にお願いして、今、例えば把握しているのが100ありますよといった中で、実はうちのほうも被害を受けているということになりますと、100人受け入れたくても、50しか受け入れないよというような想定も考えることもございますので、有事の際には受け入れていただける自主防災会のあくまでも友愛的精神に基づいて引き受けただけならなということ考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 確かに対象となる施設も被災をして、相当ダメージを受けることはもう想定はされるわけでありましてけれども、今回のその相互応援協定書のほうにもその旨がやはり明記されてきてしまっているわけでありまして、やはりあの応援協定書を見る限りにおいては、期待は非常に私たちもするところでございますので、何もそこでとめられるのではなくて、やはり絶えず努力はしていきたいなと思っております。どうもありがとうございます。

そして、マニュアルづくり、リストづくりというのも頑張っていたいただければなと思っております。お願いします。

そして、続いてまた、その第2条にありますけれども、供給可能な食糧とか飲料水及び生活必需品並びに資機材の提供であります。この前提で述べました緊急救命期には食糧、飲料水の備蓄というもののストックが最低1週間は必要であるということは前回の質問でさせていただいたわけでありましてけれども、また改めてここでも質問したいなと思うんです。あれから今、現在です。当該相互応援協定書を締結している各地区で、どれだけの地区が食糧とか飲料水を備蓄に努力しているのか、そしてそれをどれくらい備蓄というものが進んでいるのかというものを参考のためにお聞きしたいのですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えいたします。

現在、自主防災事業のこれ補助金の関係になりますが、ご紹介させていただきます。食糧、飲料水及び生活必需品についての購入は自主防災さんのほうからの要求はありません、今のところ。自主防災会で備蓄食糧に関するパンレット等の請求をしていただいた防災会長さんが2件ございました。それで情報提供は私のほうからさせていただきました。

本年度のまた自主防災事業の補助金につきましても、非常用発電機ですとか、あとトランシーバー等の資機材購入等に活用されて、本日までですが、7件ございます。77万6,000円の利用がありました。

また、この補助金につきましても、平成24年度当初は200万円に対し、本年度500万円計上しておりますので、今後も各自主防災会において積極的に活用していただくようお願いして、また周知もさせてもらっておりますので報告といたします。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

次の質問についての答弁をいただいちゃった感じがしたものですから、さて困ったと思ったんですけれども、まさに次のところでの質問だったんですね。やはりそこで私の頭の中のスキームとしては備蓄品が余り進んではいないよ、したがって地区ごとにかなり要する資金的にも余裕のあるところ、ないところというのがあるのかなというところで、その穴埋めをするために今自主防災事業補助金というものができ上がったと。平成24年6月13日の施行であったんですけれども、平成24年度、それ以降での使い方、その自主防災事業補助金というものがどのように使われているのかということをお聞きしようかなと思ったんですね。

というのは、平成24年度の一般会計の決算書を見ましても、私の見方が悪かったのかもしれないんですけれども、見つからなかったんです、決算の額が。なものですから、それをお聞きしようかなと思ひまして質問をさせていただきたいなと思ったんですけれども、今の答弁からすると、やはり24年度はそれを使われた地区がなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

今、ちょっと額は、即答はできませんが、24年度使った実績がありますので、また委員会のときに担当課長から説明させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。ぜひ、お願い申し上げます。

それと、25年度では500万の予算を取っていただいたということでございますので、この8月31日まで、25年度の8月31日までの使った実績等も、またもう一度ちょっと教えていただければ助かりますけれども。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。大変失礼しました。

25年度は本日現在7件、77万6,000円の活用がありました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。よくわかりました。

これについて自主防災事業補助金というものを積極的に今、担当課長のほうからお聞きして、積極的PRもしていただけるということでございますので、ぜひお願い申し上げます。

それと、これ要望事項でもあるんですけども、この自主防災事業補助金は交付の要綱別表2までついておりまして、かなり手厚くつくってあるわけでありまして、とにかく私みたいな素人が見ても、この別表2の内容がちょっと不明確のところがあるところがありまして、こここのところもう少しわかりやすくしていただければなということをお願いいたします。説明をさせていただきたいと思うんです。

まず経費の区分と、事業の区分というのはわかったんですけども、経費の区分、そして補助率及び補助限度額という欄がありまして、まず経費の区分でももう少し詳しくその例示を示していただきたいということと、そして補助率及び補助限度額、これがちょっと複雑怪奇なところであったものですから、実際これを使おうと思っている方がちょっとうんと首をかしげてしまう可能性があると思うもので、そここのところもう少しわかりやすくつくっていただくと非常にいいかなというところがありますので、そここのところを検討してみてください。よろしく申し上げます。これは要望事項です。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

南伊豆町自主防災事業補助金交付要綱の別表で第2条関係のことだと思います。ちょっとこれは私を初め当時の防災室長等と協議をして、これほぼ県下でも、そう特別難解な要綱ではないと我々は認識しているわけでございます。

例えば防災資機材の購入費、経費、防災資機材の補修経費、ろ水器の購入経費、これ以上ちょっと細かくかみ砕く、小学生に説明するわけにいかんものですからということで、例えば防災資機材の購入費でいきますと、経費一式が3万円以上のものですよね。ですから2万8,000円ではだめですよ。3分の2以内、3万円であれば3分の2で2万円、20万円を限度とするですから、例えば200万円のものを買ったとしても3分の2で20万円が限度ですという解釈ですので、もしわからない、理解しにくいということがあれば解説することも検討しますが、まず防災窓口のほうへ照会していただければより詳しく説明できると思います。お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。私も全くそうやってかみ砕いて考えていけばいいんですけども、1度もう少し精査をさせてください。ありがとうございました。それを積極的に自主防災事業補助金というものを使っていただけるということでお願いしたいということでございます。

そして、この第1問目が終わりに近づいているわけですけども、あと2点ほどちょっとつけ加えておきたいことがあります。7月25日に朝日新聞の記事に災害時の避難所整備運営という記事がありました。これは何かと申しますと、災害時の高齢者とか障害のある方々の支援強化を市や町に求めていくものでありまして、お年寄り、そして障害のある皆様の要援護者の支援及び避難所にいない在宅被災者への配慮というものを各地区の自主防災会に求めると。そして、今度は各地区の避難所が周辺の在宅の避難者に必要な物資とか情報を提供していくという、この地域支援の拠点としての機能を果たすべきであるということが書いてあった記事がありました。やはりこれはもうなるほどなところであります。

それともう1点、これが今度は下田市の広岡西区のことでございますけれども、災害時に全員の退避、避難というものを目指すべく要援護者にワッペンなりシールを配付すると。そして、それを住宅等に掲示をして支援活動に役立たせようという活動が行われております。それを当然その住宅に提示するのかもしれないのかというものは、それは本人の意思によるものでありますけれども、そうやって支援活動に役立たせようとしていることでもある地区があります。

そのようなことからわかりますとおり、各地区の自主防災会自体というものの重要性というのが日に日に増してきていると。そして、この町との日ごろの連携というものが災害発生時の直後の初動体制の被害というものを最小限に抑えることができる要になっているということをお互いにやっぱりもっと認識して今後進めていきたいなと思っているわけであります。

これで1問目はちょっと終わりにさせていただきます。引き続き2問目に入らせていただきますけれども、これは今度は南伊豆町と災害ボランティアコーディネーターの会との連携でございます。南伊豆町災害ボランティアコーディネーターの会、これも略させていただきます。災ボラと今から呼ばさせていただきますけれども、この災ボラが主に活動する時期というのは、先ほども申しました3段階のうちの災害の復旧期、そして生活の再生期、ここの中盤から後半のほうに入ってくるわけでありまして、幸運にも今回けが人、そして死者

の出なかった西伊豆町の災害のその集中豪雨、西伊豆町の災害につきましても、その西伊豆町周りの市または町から災害ボランティアコーディネーターがやはりいち早く出かけてボランティア活動には入りました。

その中で手前みそなんですけれども、一番評価の高かったのは南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会でありまして、これはもちろん日ごろの訓練の賜物であることはわかっております。でも、そうは言うものの、あの規模で、南伊豆町で災害が起こったときに、どれだけ我々も積極的に活動できるのか、日ごろに訓練したことが十分発揮できるのかというのは非常に不安を抱いているわけございまして、一つの西伊豆のときの例でございますけれども、西伊豆町の災ボラの方にお話をすると、通常の訓練時の約2割程度しかスキームどおりには進まなかったということを知ると、やはりもっともっと訓練しなければ、もっともっと自分たちも精進しなければならないなということは考えております。

そのような前提を持ちまして、今回また2問目としても、この災害ボランティアコーディネーターの会から質問をさせていただくわけでありまして、まず1点目です。この南伊豆町の災ボラの独立性でありまして、一般的に災ボラというものが社会福祉協議会の協力団体であるということは、皆さん周知のとおりであるわけでありまして、この南伊豆町地域防災計画の中にある一般対策編の第2章の災害予防計画、第21節ボランティア活動に関する計画の1というので、ボランティア活動の支援というのがあるわけでありまして。

ちょっと読みますけれども、「町は社会福祉協議会、社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会等の協力をして、地域の災害ボランティア等を支援し、防災に関する知識の普及啓発に努め、災害対策活動の促進を図る、また町は災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターの会との連携に努めるものとする」というと、やはりこれはかなり独立性の高いものとして町のほうは見ていただいているような状況であるわけでありまして、これをどんどん進めていって、やはり災害ボランティアコーディネーターの会というものをもう一つの独立した組織として今後扱っていただけないかということが一つの私の今回の質問であるわけでありまして、災害ボランティアコーディネーターの会と町が独自に先ほども言った総合応援協定書みたいなものを締結することが可能かどうかということが一つお聞きしたいことでありまして、これについてどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会、非常に自主的に行動していただきまして、本当にありがたく思っております。私の同級生もその中の主体的な役割を果たしている仲間であります。そしてまた、県の防災士である進士君を、これも私の同級生なんですけれども、呼んで、自主的な後援会というか勉強会をなされた、こういうことも承知しております。本当に南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会には感謝しております。

7月18日の西伊豆町にて発生した大雨災害において、延べ2,300人を超えるボランティアの方が、支援活動のために駆けつけ、その災害ボランティアの支援を受け入れるため、翌日19日には社会福祉協議会が災害ボランティア本部を設置し、災害ボランティアコーディネーターと連携しボランティア活動を支援することにより、町民の災害復旧支援に寄与したことは承知しております。私たちも災害の発生した次の日に西伊豆町にお見舞いに参りまして、いち早く災害ボランティア本部が立ち上がっていたことに非常に感心した思いがしております。

本町におきましても、「南伊豆町地域防災計画に町災害ボランティア本部の設置及び運用について、町が社会福祉協議会並びに災害ボランティアコーディネーターと連携し、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点を設置する」としており、既に南伊豆町災害ボランティア本部運用マニュアルにより、町、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター三者が連携し対応することになっております。

協定書の締結につきましては、今後、未締結により支援活動に支障を及ぼすものであれば、社会福祉協議会を交えて研究してまいりたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 町長ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

そして、社会福祉協議会という存在というか、その立場そのものは、やはり協力機関をまとめ上げる云々ではなくて、そういう団体をどんどん育てて独立させていくという協議会でもあるということも聞いたことがあるわけでありますので、その趣旨にのっとって、やはり災害ボランティアコーディネーターの会もどんどん独立した団体になっていけばなと思っておりますので、そのところをよろしくお願ひ申し上げます。

そして、これは何もやはり今回、西伊豆町の災害で強く感じたところでございました。仮に災害ボランティアコーディネーターの場合、災ボラが独立した組織体であれば、通常事業

では、やはり防災担当課等が所有している備蓄また機材とか、また情報の共有の交渉も直接できますし、また非常時というような今度は災害対策本部の持つ情報等が即座に共有できるシステムづくりができ上がってくる。そうすると、やはり災害があったときに立ち上げる今度ボランティアセンターというのも円滑なる運用もでき上がってくるのではないかなと思っ
ているわけでありますので、やはりこれも私のたつての願いであるわけであります。

では、その次の質問に移りますけれども、これはもし災害ボランティアコーディネーターの会が今のところは独立した組織体でないわけでありますので、そういう制度下のもとで、今どういう協力が町から得られるのかなということを次に質問をしていきたいなと思っております。

これについても参考になってくるのが、やはりこの南伊豆町の地域防災計画であるわけでありまして、また具体的に申し上げますと、一般対策編の第3章に災害応急対策計画というところがありまして、第25節にボランティア活動支援計画があるわけであります。

ちょっとかいつまんで読みますけれども、「町は以下のとおりのボランティアの受け入れ態勢を整備する」と。そして、「被災者への救援、支援活動が円滑に行われるようにその活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向などボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。」

そして、町が行うこととしては、「町災害ボランティア本部の設置及び運用、そしてボランティア活動拠点の設置、ボランティア団体等に関する情報の提供、ボランティア活動資機材の提供」、この4点が書いてあるわけでありますけれども、問題はこれが防災計画の中にあっても、実際にそれが現実万一のときにどれだけ機能するのかというところであるわけ
あります。

これもまた、西伊豆のときの例を出すんですけれども、災害ボランティア本部が設置されて、もうすぐに次の日の12時ぐらいには設置はされたわけでありますが、その段階でやはり課題点というのものも、すごく浮かび上がってきたわけであります。まず、あのときにたまたま参議院選挙の関係等があったものですから、本来ボランティア本部になるべきところがちょっと使えなかったんですけれども、ボランティア本部で本来使うべき運用機材等、パソコン、ファクス、コピー機等の使用等が、やはり違った理由で使用が制限されてきてしまった
というところが1点ありました。

そして、もう1点ですけれども、これのほうが大きかったんですけれども、ボランティア

本部、ボランティアセンター本部の中で災ボラの会員、要するに災害ボランティアコーディネーターの会の会員と町の職員が一緒になって、その本部で、共同で作業するわけでありま
すけれども、それぞれの役割分担というものを共有していなかったがために、本当にこれも
最初の段階で混乱がかなり生じてきてしまったわけであります。

そういう反省をもとにしまして、南伊豆町の災ボラに関しては会員の増強というものもも
ちろんでございますけれども、町側の職員の方にもぜひ会員になっていただいて、連絡調整
だけではないんですけれども、やはり災ボラのみんなと一緒に研修とか訓練をして、いざと
いうときの災害のために備えたいんですけれども、そういうことを例えば町のほうから率先
して勧誘していただけないかということでもありますけれども、これについてお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町地域防災計画に、「ボランティア団体等に対する情報及び活動資機材の提供につ
いて努める」と規定され、また南伊豆町災害ボランティア本部運用マニュアルでも定めてあ
るとおり、ボランティア活動に必要な情報を的確に提供するとともに、町災害ボランティア
本部及びボランティア活動拠点に必要な各種資機材の提供に努めてまいりますと、そのよう
な形の中で、やはり災害が発生したときに全てがマニュアルどおりには動かないということ
は事実でしょうし、今回の西伊豆のあの例は非常にいろいろな意味で勉強になろうかと思
います。

それで、職員が、先ほどから議員が言われる災ボラの中に仲間に入るというのは、会員に
なるというのはなかなか難しいことではあるけれども、勉強会を共同でやって、お互いの連
携を図っていくということは可能かなと今考えております。

そのような中で、さらに社会福祉協議会と連携しながら会員募集とか組織強化、こうい
うことに努めていきたいと思っております。

そして、また、既に災害ボランティアコーディネーターの会はみずから規約を持っており
まして、非常に独立した自分たちの行動をされていると。このことをサポートしていくとい
う、このようなことは考えております。

それで、またサポートしていくのはいいんですけれども、前の勉強会におきましても自分
たちで、自主独立でやりますと、町と関係ない形でというような話もありまして、私も後か
ら聞きまして勉強会に参加させていただいたというか、講演会に、そういう状況でありまし

た。お互いをもっともっと連携、情報の交換をしながら進めていくということはいいことだなと、このように思います。

そして、また今回の一般会計の補正予算で西伊豆のこと、災害ボランティアの方たちが私のところに来まして、南伊豆町はビブスが用意されてなかったと、そのようなことを聞きまして、ビブス50着を計上いたしました。このような形の中でお互いが連携し合いながら本当に災害に対応していく。そして、マニュアルは当然必要ですし、これはつくっておいても、ただマニュアルどおりに全てが進むとも限らない。こういうことを訓練の中で少しずついい形にしていきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

ビブスの件は私もお聞きしました。単刀直入に「50着では少ないのではないですか」と言ったら、「またそれも増やします」という回答もいただいているんですけども、これはもう非常にうれしい限りであります。ありがとうございます。

ちなみに、では今度は町側とか災ボラが事前に話し合う内容というものはどういうものがあるのかということでもありますけれども、今回西伊豆町のあの災害ボランティアのセンターに行って、私も本当に勉強させていただきました。これは先ほど申しました南伊豆町の地域防災計画に載ってある本部の設置場所から、その拠点の設置、サテライトですよね。サテライトの設置の場所、そしてボランティア本部が使用できる運営の資機材の範囲等も、やはりもう事前に取り決めていかなければならないということ。そして、今度はその本部内で行われる受付からマッチングからオリエンテーション、こういうものでその時々での両者が持ち得る情報というものをともに共有して、そして交換していかなければ、やはりその想定外の事故が起こるといふ。これもやはり気をつけて我々も対処していかなければならないということでもあります。

どれをとっても、すぐにでもやはりもう話し合いの土俵の上に乗かって話し合いたいなんていう項目ばかりでありますけれども、やはり今の町長の答弁をいただきまして、やはり心強いところを感じたものでありますので、私のほうもまた、それを災ボラのほうにご説明はしていきます。

そして、続きまして、今度はこれもまた非常に重要な要望というかな、課題であります備蓄品の確保なんですね。このとき備蓄品と申しまして、やはり主に資機材だと思っていた

できればいいと思うんですけれども、今回の西伊豆町の災害を経験してわかったこと、これはその町とか社協等が保有している資機材では到底足り得る物ではない、圧倒的に不足してしまうよということでもあります。

そして、今回、西伊豆町の場合にはそれをどう補充したかと申しますと、もうご存じのとおり名古屋にあるNPO法人ですよね。レスキューストックヤードから多数の資機材を貸与してきた、借り受けてきたのですね。そのリストがお昼時にちょっと配ったそのリストなのです。

これ別表の1のほう、これが借りたいリストで、2日目に来たのかな。20日ぐらいに来たのですけれども、一応これだけを借り受けました。そして、ちなみに2枚目、その後ろには別表2がありまして、これはボランティアの活動状況というので、これは全く町長が朝ご説明したとおりでありまして、数字が1件も違ってなかったもので、よかったなと思っているんですけれども、それで違っていたらどうしようかなと思ったんですけれども、まことに申しわけありません。これはよかったであります。助かりました。

このような形で、これも何かの参考資料にさせていただければ非常にいいと思うんですけれども、したがいまして、あとボランティアの資機材の送付リストの外に今回の西伊豆町の災害では、やはり町が所有していたもの、そして、個人が所有していた資機材を使用したことになるんですね。

7月28日にその災害ボランティア本部が解散をするわけですけれども、3カ所のサテライトがありまして、その3カ所からの物品がみんな28日に本部に戻ってきたんです。戻ってきて、それを確認して数を数えたのが、私を含めて南伊豆町の災ボラの2名、計3名で行ったわけですけれども、そのときに収集してそのデータを私なりにつくったんですけれども、それをある災ボラの方に渡したら、結局それが見つからなくなってしましまして、全くそれは私の不徳のいたすところだったんですけれども、そのデータがあれば、やはりどれだけの資機材が必要なのかということもわかってきたんですけれども、それがもう本当に手元にないような状況で、何とか探し出したいなと思っているんですけれども、あのときのかすかな記憶をたどって、ちょっとお話をしたいと思います。

このNPO法人のストックヤードから貸与された資機材には全て黄色いテープが張られていたんです。黄色のテープが張られていたものですから、これはストックヤードのものだなというのがすぐ一目瞭然でした。それ以外はだから町とか社協とか、はたまた個人のもの、個人のものまでも拠点から戻ってきてしまっていたもので、私それも数えたんです。それを

数えてみたところ、やはりこのレスキューストックヤードから借りたもの以外は、この送付リストの2割にも満たなかったんですね。そうすると、そういうところから見ても、やはりもう資機材が、今持っている資機材で圧倒的に足りないということがわかるわけでありませう。

そして、今回この質問をするに当たって、防災担当課の方から、南伊豆町が管理している倉庫の中、11倉庫の中の備蓄品の内容を見させていただきました。これはもう間違いなく約束ですので公表は差し控えますけれども、皆さんも頭の中にその数値が大体あるからわかっていると思うんですけれども、私もその数値を頭の中に入れて考えた場合でも、南伊豆町だけでもあの規模の災害が起こったら絶対に資材は足りないということが一言で言えます。

だから、それももちろんそういうわけですので、当然何かあったときにはこういうNPO法人の貸与するところから物品はお借りするんでしょうけれども、でもやはりちょっと考えればわかるんですけれども、南海トラフ規模の地震等が来たときには、到底こういう貸与するところというのは南伊豆町以外に相当広範囲にわたるわけでありませうので、反対に南伊豆町にその順番がいつ回ってくるのかということすら、まだちょっと確約はできないような状況でありませうので、事前にやはり今のうちに南伊豆町で独自で、全部とは言わないけれども、やはり多少のところとして、備蓄品、資機材のストックというのは必要ではないかなと僕は思っておりますけれども、これについてのお考えをお聞きしたいですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の言われるように、防災資機材を全て用意するというのは非常に難しいと思います。南伊豆町のほうも西伊豆の町長から即連絡がありまして、土嚢が足りない。それで、南伊豆町で持っている1,800枚の行政報告でもいたしましたけれども、1,800枚を提供いたしました。それで、でき得る限り統計的な部分とか、そういうこと、今言われている形の中で見ながら数を増やしていくということは大切なことだと思っております。そのようなことを今後考えながら、行政の資機材とか備蓄に関する考え方を進めていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ぜひともそのところもよろしく願い申し上げます。今回の西伊豆の

災害というものは、かなり例に出ささせていただいて、非常にひんしゅくを買うかもしれないんですけども、あのとき感じたこと、やはり災害というものは怖いものだということも私も身に沁みて感じました。せめてあの教訓を生かすためには、やはり南伊豆町内の防災・減災というものを最大限に目指して、町の方々と協力してやっていかなければならないということも本当に認識はしたけれども、今この南伊豆町地域防災計画というのが今回の第4次被害想定でかなり見直されて作成されるということも聞いているんですけども、十分にこれについても、その内容を練っていただいて、これが絵に描いた餅にならないような形で、どうぞお願いしたいということをお願いしておきます。

何はともあれ、災害というものは、やはり自然であるわけでありますので、人間なんていうのは本当に無力かもしれないんですけども、やはりその中でも一緒になって防災・減災を考えていけば、少なくとも何らかしらの達成度には到達することは僕も理解はできるものでありますので、そのところをお互いに協力していきたいなと思っております。

そうしたら、最後の質問です。認定こども園の社会的役割であります。

平成24年4月に幼稚園と保育園が統合されて、新たに両方の機能を兼ね備えた認定こども園が開園して、もうはや1年と半年が過ぎたわけでありますけれども、これはもう当然その利用価値云々というのは、趣旨というのは、この第5次南伊豆町総合計画の中で幼児教育の充実というので載っているわけであります。

ここで、またちょっと質問をしたいんです。24年4月開園以来の認定こども園のおかげで、何か南伊豆町というのが大いに改善された点、そして改善されつつある点があったら、それをお伺いしたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

南伊豆認定こども園では、幼稚園、保育所、それから地域子育て支援センター、これが一つの施設内に併設され、小学校就学前の児童に対する総合的なサービスを提供しておるわけでございます。すなわち同園が有する社会的意義の最大のもの、これといたしましては、本町の子育て支援及び幼児教育の拠点施設としての存在意義が考えられるわけでございます。

また、施設の統合によりまして、子供たちには社会性、活動の充実が見込まれるとともに、保育園児として入園しても幼稚園教育などが受けられると、こういった点が挙げられます。

運営においても、幼稚園、保育所の合同によるクラス編成、それから同等の教育、保育体制の充実も図られて、安定したサービスの提供が可能となっております。

なお、平成24年度中に実施いたしました利用者アンケートでは、保育環境、それから施設、子育て支援体制について多くの利用者から、「概ね満足している」と回答もいただいております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

これもそうなんですけれども、私、認定こども園について質問させていただくのも今回で2回目なんです。1回目が昨年12月だったんですけれども、そのときは幼児教育の充実を第一目標に掲げたという今の教育長のお話、それが認定こども園であるということ、そしてまた違った社会的な役割も考えてくるのではないかと、今の質問をさせていただいたわけでありまして、やはり思ったとおりでございまして、またさらなる今後、提言ではないですけれども、その充実のためというのでちょっと2点ほど質問させていただきたいと思うんですけれども、まず1点目では、やはり土曜日の一日保育であるわけでありまして、やはりこの観光立町である南伊豆からすると、やはり土曜日でも丸一日働きたいという方々がいらっしゃるわけでありまして、お子様をもう一度そちらのほうに預けられるようなこのシステムづくりというのが何とかできないだろうか。

そして、この土曜日の一日保育についてのかかなりハードルが高いことはわかるんですけれども、やはり今回6月に保護者会の方々がアンケートをとったときに、このことについての要望というものがあつたものですから、何も無視するわけにもいかないというところで、やはりもう一度これはあのときの答弁としては検討課題にさせていただきますと。費用対効果を見定めながら検討課題にさせていただきたいということを私も受けたものですから、それについてどういうふうな検討をした、どういう結果が出たのかというものをちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 「土曜日の一日保育」の件でございますけれども、これにつきましては、一つは「保育時間の延長」、この問題、それから「広域入所制度」とあわせて、アンケート結果からも本当に実施の必要性は理解しております。

一方で、しかしながら職員をどのように配置していくか、勤務条件をどうするか、これら必要諸条件が実際非常に厳しいのが現状でございます。現状維持の体制がやっどこうにか

保っていると、これが正直言って精いっぱいのところでございます。

また、臨時の保育士等についての確保も実は厳しい現状にあるわけです。そういうこともありますので、私たちも今後さらに関係部局と協議を重ねてまいります。検討する必要があると考えているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ぜひ前向きに検討していただければと思うんですけども、次に今、教育長がお話になった要するに保育士というものについての立場の問題でございます。これについて質問をさせていただきます。

やはり社会的役割の一つ目が今の土曜日の日保育だとしたら、二つ目は、やはり今度は保育士の正規雇用の励行というところがあるわけでありまして、これも先ほど昨年12月にちょっと質問をさせていただいたその内容でございました。やはりこの第5次南伊豆町総合計画等から見ても、非正規雇用の形でこのままいったらいいのかということころは、やはり私みたいな者が見ても首をかしげるところであるわけでありまして。

かいつまんで質問とさせていただきたいのは、今後の新規の保育士を雇用していく際には、率先して正規雇用というものを考えて採用していただけていいのか。そして、今いる非正規雇用の方々が「私を正規に雇用してください」と言ったときには、やはりそれは受け入れられる体制づくりというものを今後つくっていくべきではないのかということをお聞きしたいのです。

そして、これについて教育長には要するに保育園、今後の認定こども園の運営の立場からこれをどう考えるのか。そして、今度は人事の立場から総務課長からの答弁を欲しいのですが、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 先に私のほうからお答えしたいと思います。

現在、南伊豆認定こども園及び南崎保育所の所長を除いた職員における正規職員、それから非正規職員の比率、これは非常に厳しいものがございます。

今後は幼稚園、それから保育所における幼児数から算定した職員数の基準ができていますけれども、この最低基準ぎりぎりの配置を今後行ったとしても、現在雇用している臨時職員、これを含めた人数の職員はやっぱり必要となる見込みでございます。

そこで、継続的なサービス提供、それから人材をどう確保するか、この観点からも正規職員の割合を引き上げること、これが必要ではないかと考えておりますので、関係部局とさらに協議を重ね、また、行財政改革の問題、定員の管理の問題、こういったことを総合的に勘案した中で、やっぱりこの問題検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 保育所における正規職員の配置については、現在進行している少子化の問題、それから保育所の定員の問題ですね。行財政改革や定員管理を総合的に勘案した中で今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 教育長、そして総務課長からの答弁いただきまして、ありがとうございました。これについても通り一遍ではないことはもう事実でございますので、まだまだ前向きに検討していただければ本当に助かる次第であります。

認定こども園という本当に高い使命を掲げている園の中での社会的役割というものを、この今の管理者の方々から改善していく意思を持っていただけるといことは非常に心強いところであるわけでありますので、それが何もこの保育士の雇用のことではなくて、万事のことについて当たっていただければ、もっともっといい、すばらしい園になっていくのではないかなと私は思っておりますので、そのところをどうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 以上をもって吉川映治君の質問を終わります。

2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○議長（稲葉勝男君） 4番議員、谷正君の質問を許可します。

谷君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 通告により一般質問をさせていただきます。

一応通告では第4次被害想定と防災（災害）・減災対策ということと、それからこれにつきましては6月の一般質問でも質問したところもございます。それから、2番目の少子化・人口増対策につきましては、これは子育て支援とも関係してくるものですから、それらを含めまして答弁をお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、平成25年5月に中央防災会議、それから防災会議対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震対策についての国のほうの最終報告が出ました。それを受けて静岡県ではご存じのように6月27日、静岡県の第4次被害想定（第1次報告）が発表され、この1次報告では、内容につきましては地震動、それから地盤の液状化、山・崖崩れ、建物被害、火災被害、屋外転倒、それから落下物、人的被害、それから最後に被害の対応のシナリオの各項目について文言として被害想定をされています。

また、今後、今月以降12月、本年末までに発表が予定されています第2次報告では、ライフラインの被害や交通施設被害、産業港湾施設被害、生活支障等経済被害やその他の被害を公表予定とされています。

南伊豆町でも防災室初め各災害に関連する担当部署では、この第1次報告の内容を十分把握して、その対策等について今後作成される地域防災計画等について反映する情報収集、情報共有を進めていると思いますが、それらを踏まえて、先ほど言いました6月の答弁、それから午前中の同僚議員の質問等を踏まえまして、再度質問確認を行います。

まず第4次被害想定では、想定の根拠として従来の東海地震、東海・東南海地震、それから東海・東南海・南海地震をマグニチュード8から8.7の地震をレベル1、それから今回の基本ケースとして南海トラフ巨大地震をマグニチュード9.0、これをレベル2として想定しました。これにつきましては、去る5月1日に中央防災訓練をやった中で、このレベル2を

基本として行っているということでもあります。

また、もう一つは、伊豆半島の東側、これは主に相模湾等になるんですが、駿河トラフで想定される地震につきまして、いわゆる先日の9月1日の防災の日の根拠になりました大正12年9月1日の関東大地震をレベル1、それから元禄10年の元禄関東大地震をレベル2ということで想定して、第4ケースで想定しているんですが、今回の質問につきましては、先ほどのレベル1、レベル2の関係を主に質問させていただきます。

まず静岡県危機管理部局等では、道路・急傾斜、地滑りや津波対策等ハード面の整備に関しては東海地震と東南海地震、それから南海地震のレベル1を念頭に、避難方法のソフト面等につきましては、南海トラフ地震、巨大地震のマグニチュード9をレベル2を基準として、今後の防災、それから災害対策の方向に進んでいくようなことを聞いているんですが、先ほど来、町長の行政報告にもアクションプログラム2013を参考にとかというようなお話がありました。南伊豆町の認識としては、いわゆるその方向で今後、地域防災計画、それから行政報告の中では南伊豆版のいわゆるアクションプログラム2013をとというようなお話もありましたが、そういう方向でいくのか、確認の答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

6月27日発表の第1次報告については、津波の浸水域、震度分布、液状化の概要や建物・人的被害の概要が公表され、各市町のライフラインや交通施設の被害想定、経済被害等については、秋に第2次報告として発表される予定であります。

静岡県では、第4次被害想定結果をもとに、減災等に関する基本指針、計画を「地震・津波対策アクションプログラム2013」として発表いたしました。

町といたしましても、国・県の想定、基本方針に基づき、防災計画の修正・アクションプログラム2013の作成並びに達成に向けて、国・県の大規模災害対策助成事業等を有効活用しながら対応してまいりたいと考えております。

町の防災・減災、特に想定外とされる災害については、広く町民の皆様に対し、「自助・共助・公助」、そして先ほどから言っています近場（助）を一層周知させていただき、その中でも「自助・共助・近場（助）」が人的被害を減らす鍵であると認識しておりますので、各地域に即した対策を強力に進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで今、町長の答弁の中に、いわゆる県の第4次被害想定等、国等の関係をもとに町の地域防災計画とか、それからアクションプログラム2013の南伊豆版をという話なんです、この中でこのレベル1でも南伊豆町はマグニチュード8から8.7、南伊豆町は震度5強、それから津波最大高が7メートル、それから平均の津波高が5メートルで津波到達時間が五、六分というようなことが想定されています。

人的被害等につきましては、当然レベル2を参考にというような形で、それを引っ張ってきますと、これは県の第4次想定ですと平成22年の国勢調査の人口9,516人ですか、それをもとにやりますと、最悪の冬の夜間で寒い時期というような何か想定をしているらしいんですが、それでいきますと被害人数が約2,700人と。南伊豆町の人口のいわゆる28%の町民の命が失われるというような考えというか、そういう想定の数値がたしか出てきていると思います。

そういう中で、いわゆるハード面のレベル1の関係で、8月2日の日に県議会が閉会されたんですが、その中でアクションプログラム2013の県のほうの施設を見ますと、もう既に7月の県の定例会では、この県のアクションプログラム2013の中に含まれておりますレベル1のもの、箇所を拾い出して、既に調査費を県議会では議決したと。

具体的に今後、当然こういうものについては調査費をして現場を調査して事業執行になるということなんです、これでいきますと、参考までですと、町長のほうにも資料あると思うんですが、緊急港湾調査事業が全体で4億9,100万、これは手石港が該当されると。漁港調査費で、1億1,600万で妻良漁港が入っているよと。その中で緊急河川調査事業で7億3,500万、これは青野川の水門の新設、それから中木川の堤防の嵩上げとか青野川水系の前田川の水門、それから五十鈴川の水門の耐震調査を行って、それをいわゆる想定に合うような形でやるということなんです、それらについては先ほど町長が2013南伊豆版をつくるというお話、答弁がございましたが、県のほうは既に動いているということが見えるわけですね。

町としては一般的には今後、地域防災計画の中にその南伊豆版の2013を入れて、それをやるのか、それとも県と同様に、いわゆるこちらのほうで把握しているデータというか、箇所について2013南伊豆版のように先行して調査なりやるのかというようなことが現時点でおわかりになりましたらお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

レベル1に関しましては、県のほうもいわゆるハード面ということでありまして、昨日、市町首長研修会で小川防災監からいろいろ話がありました。そして、そういうことに対して県のほうも2分の1の補助をしますというような補助金関係の話も確かにありました。その中で、そしてレベル2に関しましては、やはり議員がおっしゃるように何しろ減災していくという、そういう方向性でしか今手当てができないだろうという感じであります。詳しいことに関しましては、防災室長のほうから答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

今まさに谷議員がおっしゃられましたようにレベル2の被害想定的人数が死者2,700人、これがケース1の場合、そう言うては言葉悪いですが、冬の深夜、最悪の状態ですら2,700人、その中でも私がびっくりしたのは、津波で亡くなるという想定でございます。阪神・淡路みたいな圧死ですとかは想定しておりませんでした。これが重大なところでございまして、まさしく堤防ですとか水門、これの整備につきましては先行調査ができるかどうかは、まだ関係課と調査しながらやらなければいけないことだと思うんですが、この津波を防ぐには、まず水門整備、大変大事になるかと思っておりますので、今後調査しながらぜひ進めていきたいと、このように予定しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長と防災室長の答弁をいただいたんですが、町長ね、町長もご面識があると思うんですが、県の港湾局長が7月10日前後だったと思うんですが、やはりそういう関係で青野川の公園施設を現地視察もう既にいらっしゃったりして、県のほうは完全にもう動いちゃっているものですから、そこの関係を情報共有と情報収集をよろしくお願ひしたいと思ひます。それはお願ひです。

それからもう一つ、この計画が今後、先ほど言いましたように非常に大きな関係で恐らく神奈川県から九州までの被害ということになりますと、新聞報道等によりますと、被害総額が220兆3,000億というような数字が出ています。その中で当然、先ほどは同僚議員が総合計画のお話をしたんですが、総合計画等についても、ある程度その見直しというのがこの防災計画等によっても当然考えなければならないんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考

えがございましたらお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 総合計画の変更とか見直し、具体的にどこというのはちょっとわかりませんが、確かにこの防災計画、レベル1の方向性を考えていった場合、総合防災をちゃんとするというのを考えていった場合に、総合計画の見直しということも当然出てくるものと考えます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。

次は2番目の第4次被害想定と先ほど同僚議員からも急傾斜等の関係が若干の質問がありました。急傾斜地崩壊危険地域についてであります。

これにつきましては、第4次被害想定の中では町内の急傾斜は242カ所、うちレベル1でこれ危険度ランクA、これは崩壊の危険性が高いというのが23カ所、ABCと分かれておまして、Bランクが崩壊の可能性あるのが161カ所、それからCランク、これは崩壊の可能性が低いという、これは完全に否定されても危険ではないよと、崩れないよという先ほどの震度5強との関係で基準でいきますと大丈夫だよということと、それから手当てをしてある場所が58カ所ということだと思っておりますが、このいわゆるAランク、Bランクについて当然事業執行は県がやるよと、原則は。その中で当然町のほうでは、いわゆる南伊豆町にそういうものが存在するものですから、当然協力体制を組まないはずだし、情報共有をしていかないとまずいと思っておりますよ。その関係のいわゆるAランク、Bランクでいきますと相当多いものですから、わかったら結構ですが、Aランク、Bランクの箇所について震度調査、震度崩壊調査、それから該当住民に対してどのような啓蒙活動を行っているのかご答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

今、谷議員の質問にありました該当する箇所ないしは県との話のやりとりというのは、申しわけない、全く今ありませんし、我々も把握しておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 担当課長として、それでよろしいんですか。少なくとも先ほど町長に質問したように、少なくともアクションプログラム2013は、県は動いて7月の県議会では調査費が計上されているというようなところも南伊豆あるわけですよ。その中で少なくとも当然アクションプログラム2013が出た段階で、県のほうに情報収集なり情報共有を求めるのが担当課だと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

谷議員が言われることもわかります。ただ、我々の中の急傾斜事業の認識が、あくまでも今、要望をしていただいて採択をしていただいてやる事業なものですので、とりあえず今、急傾斜事業の関連法で動いているんですけども、町が単独で動く事業ではないもので、その辺の認識しかありません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうしますと、情報共有とか情報収集は全然していないという認識でよろしいですね。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） この急傾斜地崩壊危険区域、静岡県が平成24年度末時点で245カ所と指定しているわけでありまして、また今、議員が言われたAランク、Bランクというようなことに関する情報収集、極力これからしてまいります。その中で、やはりこの災害に対する備えをしていく、そして県のほうにもその事業実施をできる限りお願いしていく方向性をとっていきたいと思います。ただ、このことに関しても受益者負担制度があるかと思いますが、その辺も勘案しながら進めなければならないと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 町長、今の答弁をいただいたんですが、やはり急傾斜については当然今まで原則的に5軒以上家屋がないとだめだというふうなこと、いろいろな今回の今も先ほ

ど来同僚議員が言っていますように時間雨量100ミリを超したとか、いろいろな関係があった中で、5軒を3軒にするとか、それから町の負担が財政的にちょっと厳しい市町村については、そういうものを面倒見ようかというような動きもたしか国のほうではあるとかというような話があるものですから、そういうものについては、やはり情報共有、情報収集をお願いして、なるべく早く、最低でも242カ所の中の23カ所は、いわゆる関係住民の説得をお願いして、これは早急に工事を施工して、町長がふだん掲げています安心・安全の南伊豆という形もつながるものですから、それはお願いしたいと思います。これは答弁要らないです。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでは、また同様に6月にも質問しましたが、やはり第4次被害想定と橋の長寿命化計画の質問に移らせていただきます。

第4次被害想定では、レベル1で南伊豆町の子浦の水門、これにつきましてはハードの面で県のほうを見ますと6弱未満までは大丈夫だよと、6強以上で破壊。それから、青野川水系の前田川水門は同様に6弱までは大丈夫、6強で破壊というような調査結果が出ています。同様に先ほど申し上げましたように県のアクションプログラム2013では、7月のいわゆる県議会において水門の耐震化調査費が計上されております。先ほど町長にも申し上げましたように、県の港湾局長も現地を視察して現地確認をしているということがあるんですが、それらを踏まえた中で6月に引き続き橋の長寿命化計画、修繕計画についてお伺いします。

これ長寿命化計画ですと、町には橋と言われるものが243橋あるよと。そのうち、いわゆる長寿命化計画の中では30橋が長寿命化計画の該当だよと。担当課長さんは6月の議会で昨今の地震等については配慮、考慮もしていないよという答弁をいただいているんですが、これいわゆる例をとっては悪いんですが、宇留井橋、これ長さ160メートルありまして、それから49年の南伊豆町の中木沖地震で、いわゆる孤立したということの中で、相当無理してあの橋をつくって落居の方々の生活を従来どおりさせたというふうな経過がございます。

これは私もちょうどそういう担当で、用地のほうの担当でいたときにカリフォルニア大学の調査団が来たときに、たしか覚えているんですが、アメリカだとこれはもう集団移転ですけども、「やはり日本ですね」というようなコメントをいただいたものをまだ記憶しているんですか、その中で、このいわゆる重要度が宇留井橋については地震の調査等については当然この調査を見ますと、やっているということになっているんですよ。そうして、仮にこれが震度6とかというような形で、あの橋が崩壊したときに当然落居は孤立するわけですよ

ね。それと同時に、ここに今、同僚議員の齋藤議員もいますし、松本副町長もいるんですが、たしか江戸時代中期に伊浜の今の集落の3分の1ぐらいが地震で崩壊して駿河湾に押し出されたというような記録もあるわけです。

だから、いわゆるこの調査の結果、点数が出たのを、これを今、25年度はたしか湯の川橋を修繕ということなんです、いわゆる点数どおりにこれをなぜ修繕をしないのか、そういう理由があったら答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

宇留井大橋に関しまして、私が10数年前、建設課にいたときに1度やっぱり剥離がありまして、総事業費1億幾らかかけてコーティングをしました。それからまた、今回、長寿命化計画調査の中で策定の中で調査した結果、やっぱり剥離等の補修が必要だという見込みがありましたので、早急にやる予定はしています。

ただ、工法に関してどういう工法がいいかということで、実は特殊な工法をやるような業者さんに見ていただく予定でいますので、来年早々でも委託をかける方向では今進んでおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） その落居の橋の件でいいますと、例の30橋の内、このいわゆるおたくたちが計画したやつを見ますと重要度は高い方になっていますよね。それで、グループの方はAになっています。これが13橋ありますよと。その中で橋梁の特徴として、これを見ますと緊急輸送、一般国道及び県道を結ぶ主要な道路に存する橋梁と。もう一つは、落橋時に孤立集落が発生する橋梁、それから路線バス等交通機関に影響がある路線の橋梁とかの形があるものですから、こういうものを認識して、これは修繕、計画は計画としてあるんですが、先ほど町長の方にも質問したんですが、いわゆる南海トラフだとか、そういう面のレベル1だとかレベル2だとかという話が、当然震度が非常に大きいのが出てきているものですから、そういうものを踏まえた中で検討をいただきたいと。課長の段階で見直すという話はなかなかできないと思うんですが、町長、これをアクションプログラム2013の南伊豆版の中で見直しを含めた中で検討というのが考えられないのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当然アクションプログラムがあるなしにかかわらず、橋梁の長寿命化というものを策定して、これは国策とも合致していることですので、今後、50年、100年という長いスパンの中で持続可能な自治体の経営という側面からは重要なことだと思います。ここへ出てきたアクションプログラム2013、当然これで具体的な被害想定等が出てきましたので、若干見直しの可能性は否定できないというふうには認識しているところであります。

それから、皆さんに可決していただきました例の建設の基金条例等が今、2億あるわけですが、これと呼応するようにして橋梁の長寿命化も非常に長い期間で毎年何千万単位のお金を必要とするものですから、極力平準化していきたいというそこら辺を高度に勘案しながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、副町長の答弁をいただいたんですが、その中で先ほど同僚議員からも出ました例の近くですと西伊豆さんが最近ああいう形で、短期間の集中豪雨で中小河川が氾濫したりと。今も九州から東北にかけて、昨晚は名古屋の市街地が非常に大きな時間雨量が出ているよと。南の青野川の関係を見ますと、たしか時間雨量50ミリの計画、あの当時だったと思います。当然30年、40年かかっているものですから、青野川以外にも周りのいわゆる用水池が養生池がいわゆる宅地になって、保水能力がない土地がふえていかという形があるものですから、そういうものの当然見直しということも考えられると思います。

これ今日の朝の新聞なんですが、一般的には橋の寿命が50年という形の中で、この南伊豆町の橋梁化計画の中ですと、50年でこの30橋を修繕して橋の寿命を120年に延ばすという計画があるんですが、今日のマスコミ等の関係を見ますと、橋の寿命はあくまでも50年だよと。いわゆるスーパーゼネコン、ゼネコンと言われる人たちが、会社が真剣に考えますと、その50年を100年に延ばすとかというような技術を開発したと。これは従来の工法よりは期間も短くて、それは経費も少ないというようなことが載っています。

その中で橋梁については課長はご存じだと思うんですが、浜松市でもああいう形で、いわゆる人的被害はなかったけれども、当然ああいうつり橋が壊れたという中で、浜松市の担当に聞きますと、「なかなか技術屋さんがいないよ」というのが非常に大きな問題であるということで、専門の大学の教授につきましても、そういうふうな話をお聞きするんですが、当

然市町、小さな町ですからいないということはわかりますし、日々の業務に追われているということはわかるんですが、そういうものと、いわゆる町民の生命というのは別に考えていただいて、そういうものがあれば、これ課長だけではないんですが、先ほどいわゆる副町長に答弁いただいたように自民党では国土強靱化計画の中で200兆円、これは新規の公共事業だけではなくて、首都圏の当然首都高だとか何かの長寿命化等も含めるよと。先ほど申しましたように南海トラフの被害想定が220兆3,000億というような形で、これは議員立法ということになるものですから、上程されれば100%可決されるというような形があるものですから、何回も言うようですけれども、情報共有、情報収集という形の中で、そういうものを考えていただきたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まさに我々のような小さな自治体では財源も去ることながらマンパワーの不足も否めません。そういった中でことし5月ですか、国が自治体にかわって老朽化する地方の道路や橋を改修できるような改正道路法が成立したよというような記事もちょっと見たりしております。

それから、今、議員おっしゃるように国土強靱化法、この秋はできると思いますが、それでその中へ、二階先生が会長でございますけれども、道路を除いて5,000億からの強靱化の要望がまとまってきたと。当然強靱化ですので、道路・堤防だけではなくて、さっき午前中からも出ているエネルギー、情報、医療、そういったものを含めて強靱化というトータルの考え方のようであります。

そういった機会を逃さずに当然その町の町内のことですが、土木を初め国・県への情報共有、お願いするところはお願いするというようなことで、一日でも早い安全・安心の確保というのに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

[4番 谷 正君登壇]

○4番（谷 正君） それでは、次の地籍調査と整備事業（仮称）についてお伺いします。

これにつきましては、東日本大震災が3年目を迎えて一日も早い復旧・復興が至上命題となっていますが、復興地域の住民がマスコミ等のインタビューでいきますと、全然復興・復旧が見えなくて、2年半前の状況だというようなインタビューもあります。

そういう指摘の中で、その復興・復旧が遅々として進まない一つの原因として、被災した

地域、区域の地籍、権利関係等の整備がなされていないのが一つの要因となって、なかなか事業執行まで今の法律の壁の中では整備ができないというような声が現実となってきていると、そういうお話を聞いているんですが、国等では被災後の復旧・復興を進めるために、地籍図や該当地の権利関係等の整備が必要と考えて、補助金等を計上して事前に整備を進める事業を進めていると。

これは私はちょっと記憶がはっきりしないんですが、この事業の補助金の内容については国が2分の1、それから県が4分の1、地元負担が4分の1というのが基本であるよということの中で、これについては3年や5年、5年や10年ではなかなかできない。場合によっては30年、40年かかるようなケースもあるよというのが一般的に言われています。そうしますと、先ほど言いましたように災害が発生してからすぐ着手しても、そういうものができていないと、なかなか今の東日本の被災地みたいに復旧・復興が進まないのが当然出てくると思うんです。

これいろいろわきに聞きますと、賀茂郡では隣町の松崎町さんがいち早く手を挙げて、これを進めているというようなこと、これ定かではないですが、その中で、そうしますとモデル自治体として国・県が取り上げて4分の1の地元負担をなくしてもいいよというようなお話があるということなんです、そうした場合いわゆる当然将来はやらなければならない、そういうものについて、なるべく手を挙げて進めていただきたいと。

私が伊豆農林事務所の関係の方にちょっとお聞きしましたら、賀茂地域では農林事務所が担当しているということで、私が考えたのは津波浸水地域を先にということだったんですが、その辺をちょっと教えていただきたいと。町長はその権利関係、登記関係については当然プロなものですから、そういう認識はあると思うんですが、その辺についてのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

国土調査法に基づく地籍調査は、昭和26年の法制定以来、全国の市町村の約8割が調査に着手し、そのうち約2割の市町村は既に調査を完了しております。

静岡県内においても35市町中、着手済みが26市町、そのうち完了が4市町、休止中が5市町であり、未着手は本町を含めた5市町となっております。

本町におきましては、地籍調査の必要性や有効性について十分理解をしておりますが、財

政状況の長期化にわたる財政的、人力的負担が必要なことや所有者双方の合意の上での境界の確認となるため、新たな紛争を招く可能性もあり、多くの時間と手間が必要となることから現在まで調査に踏み切れない状態にありました。

本年度に入りまして、未実施市町について静岡県から地籍調査着手に向けた説明もありましたが、本町といたしましては、全域を実施した場合の事業費や期間、地籍調査に対する住民の理解や住民からの要望などを踏まえ、また、発生が懸念される南海トラフ、巨大地震等の災害復旧に非常に有効であるなど、実施可能なものから着手できるように引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

その中で基本的な官民境界、都市部の官民境界基本調査という形で、これは事業主体が国土交通省で負担は国が100%と、基本調査はそういうことだそうでございます。その先に先ほど議員が申しましたように官民界の先行調査やっていると、国が50%、県が25%、市町25%というような割合であるそうですが、実際はこのうちの80%は特別交付税が措置されるため、実質5%という話だそうでございます。

それで、今、完了している市町村聞きましたも、大体30年ぐらいかかっているという話を聞いております。それで、大体南伊豆町がやったら、おおよそどれぐらいかかるんだろうという話の中で、やっぱり50億、60億というような世界だと聞いております。そうしますと、大体5%でいいましても、二、三億はかかりますね。これ20年、30年という期間のスパンでやれば町の負担も少なくなってくるのかなと、そのように考えております。

そして、また、先ほど言いました国土強靱化に関するものだと思いますけれども、地籍整備に係る土地境界の明確な推進ということで、132億円の予算がついているそうであります。これは先ほど議員が言いました、いわゆる東日本大震災における復興の遅々として進まない理由が、境界確定ができない、土地の確定ができないということの中にあるという話の中で、このような予算が国のほうでつけられたではないかと思えます。

そういうことの中で、今、南伊豆町も先ほども申しましたように、この地籍調査の準備に入ろうかと考えております。できれば国のほうの基本調査にはできる限り速やかに着手していきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長から前向きな答弁ありがとうございます。これは言葉はちょっと悪いんですが、ゴーストタウンからの一刻も早くの脱却というスローガンのもとに、ま

だ、南伊豆、被害はないんですが、現実を見ますと何かそういうことだそうですから、それはぜひ非常に長いスパンなんです、それはぜひ、進めていただきたいと。県の方でも、それはもうぜひ、南伊豆さんは半島の先端なものですから、もう確実に被害はありますよというような話も内々聞いているものですから、それはぜひお願いしたいと思います。

続きまして、最後に少子化・人口増対策で、これ先ほど冒頭で申し上げましたように、子育て支援関係等を含めまして質問させていただきます。

まず第1に、少子化・人口増対策は現在、町長、教育長さんにお聞きしたいんですが、どのような施策が必要とされているのか。これは南伊豆だけではないんですが、いよいよ2010何年から日本も、もう大都市も人口減少時代に入るよというようなマスコミの対策があるんですが、それに関しても人口関係、それからいわゆるいろいろな集計を見ますと、静岡県でも人口減少のトップを行くのがこの賀茂地区だというようなデータが出ているものですから、そういうものがありましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

本町における少子化・人口増対策といたしましては、第5次南伊豆町総合計画を基本として、保健・医療・福祉の充実、観光・農林漁業・商工業の振興、子供を育む教育の充実、生涯学習の充実、快適な生活環境の充実、安全・安心に暮らせるまちづくりなど、総合的なまちづくりを推進することが必要であると考えております。

具体的な話といたしましては、子育て支援として中学校までの子供医療費の無料化、少子化対策として出産祝い金や特定不妊治療費の助成ほか、町外からの移住者の増加を目的とした「移住交流セミナー」の実施、静岡県の補助事業を活用しての「南伊豆婚カツ」事業等を実施しております。

さらに行政報告でも申し上げましたが、都市部の元気な高齢者、いわゆるアクティブシニア層を中心に、一定期間受け入れるワープステイ構想につきましても、人口増加の一環として検討を進めてまいりたいと考えております。そして、先ほどから申しておりますように熱資源の開発、そういうことを含めながら、まちづくりという方向性を考えていきたい、このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番(谷 正君) それで、ちょっと角度を変えて質問をさせていただきますが、先ほども同僚議員から、いわゆる子育て支援等の関係で質問がありましたが、当然その中で認定こども園があそこにてできまして、南崎等にもあるんですが、その中で保育所、幼稚園という形で分かれているんですが、その子供が現在どのぐらいいて、それで第1子、第2子、第3子以降がそれぞれどれくらいいるのかと。当然、使用料を徴収しているんですが、それらについてどの程度というか、どのぐらいの使用料を徴収しているのかと。これは予算ベース、決算ベースどちらでも結構ですが、それをわかりましたら担当のほうからお願いします。

○議長(稲葉勝男君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(勝田英夫君) お答えします。

保育所、幼稚園使用料関係につきましては、平成24年度の幼稚園園児は49名、保育所は南伊豆保育所は113名、南崎保育所が61名です。

平成25年度幼稚園の園児は41名。保育所は南伊豆保育所が118名、南崎保育所が51名です。幼稚園の保育料は1人4,000円で年間11カ月分いただいております。24年度では180万9,800円です。

保育所の保育料は、保護者の所得などにより違いがある上、通園する第2子からはおおむね半額となり、第3子は1割程度の保育料を徴収しており、24年度の実績は2,737万750円の徴収となっております。

以上です。

○議長(稲葉勝男君) 谷正君。

[4番 谷 正君登壇]

○4番(谷 正君) それで情報が、町長、教育長には入っていると思うんですが、今のところ幼稚園対象だと思うんですが、第1子をそのまま取るよと。第2子を2分の1だよと。それから、第3子以降はただだよというのが、何か国の政策がちらちら見えてきております。これは今のところたしか幼稚園だけだと思うんですが、問題は保育園の2,700万以上あるものですから、なかなかこれがただということになると南伊豆町は財政的にちょっとかたるといふ形があるんですが、これを町長、保育所保育料と幼稚園使用料を国に先駆けて2分の1とか、ただにするとかということ、これはよく町長いわゆる全国町村会とか静岡県町村会とかという上部団体会議があると思うんですが、そういう中で意見として発言ということを含めましてのお考え等がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長(稲葉勝男君) 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 財政を勘案すると非常に難しい問題でありまして、先進事例を見ながら今後検討させていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 現実に国のほうでは先ほど申したように幼稚園を第1子はともかく、2子が2分の1、3子以降はというような方向性もあるというようなこと聞いているものですから、それをいわゆる市町の力で国を突き上げていただいて、できれば南伊豆、賀茂郡で一番最初とか全国で一番最初、南伊豆が保育所の使用料とか幼稚園使用料をただにしたよと。だから、若い方々は南伊豆へ家を建てて住んでくださいと、環境もいいですよと、認定こども園も新しくなりましたよというような売りができると思うんですが、ほかの自治体を見ますと、建物を建てて若い人たちが行ったときは税金が若干安くなるとか、ある程度ローンを補助するとかというようなことをやっている自治体もあるんですが、そういうものを含めてそういうことを一番最初にやればインパクトは大きいものですから、それはぜひ、検討していただきたいと思います。これは答弁要らないです。

次に、通園バスについてであります。

これにつきましては、いわゆる南崎保育園等が手石保育所と合併して、南崎小学校に行つて、南崎の保育所を今やっているんですが、それが統合されて開設されるときに1年間の約束で通園バスをということなんですが、それについて現実的には廃止されて、いわゆる保護者の方々が個人で送り迎えしているんですが、そういうものを含めた中で、バスはまだあるわけですね、あの当時のバスは。そういうものの復活というお考えはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当時の今の認定こども園ができるまでの変則的な通園の手段としてということをお願いした経過がございます。現実的にはあるわけですが、非常に園外保育ですとかに有効であるよということは私も認識しているところでございます。

ただ、今後また更新するのとか、未来永劫確保するのということになりますと、あれが100万、200万のものではないということと、当然細かな話をし始めると燃料から保険から、それを運転する運転手をどうするんだとかということがありますもので、例えば園外保

育でしたら園外保育の予算措置をすとかということ、できましたら固定的な経費につきましては、なるだけでしたらかけたくないというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、副町長にも答弁いただいたんですが、現実的に南伊豆町については待機児童はなくて、それこそ加入希望者が全員入園、両方へ入園、入所されているような現実があるんですが、東京都ですと、いわゆる高いお金を払ってJRの施設に間借りして、それを保育所とか幼稚園にして便宜を図っているというような現状があります。確かに財政的な面をいいますと、南伊豆、財政的に弱いというのは私わかるんですが、先ほどの冒頭の中で子育て支援、人口増という形のもの考えた場合、そういうものの検討も将来は当然頭に入れて進めていくようになるのではないかなというように考えがあるものですから、その辺のお考えをもう一度お伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

子育てというか、子育て世代にも今までとはちょっと違った給付ですとか、負担ばかりではなくて、子育て世代に対してもちゃんと見ますよというのが梅本町政の基本ですので、当然それは無視するわけにはいきませんと思っています。

ただ、そこでマイクロバスを確保するのがいいのか、例えば、もう少し経済的な波及効果がある子育て世代への助成制度を考えればいいのか。例えば、子育て世代がうちを建てるときの助成制度を手厚くするだとか、例えば、関西の加西市あたりがやっている住宅の宅地造成までを見ますだとか、これ条例で見るということがありますけれども、そういったものがあるのか。単純にこれという1つだけではなくて、いろいろなエネルギーではないですけども、ベストミックスの中で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これで私の一般質問終わります。細かいことにつきましては委員会があるものですから、そちらの委員会のほうで質問させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 以上をもって谷正君の質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第46号及び議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第46号 訴え提起前の和解について及び議第47号 訴え提起前の和解についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第46号及び議第47号の提案理由を申し上げます。

岩崎産業株式会社と町との間で争われている訴訟について、平成25年1月17日の第1回臨時議会で可決された和解条項案に従い、岩崎産業株式会社が、測量、分筆、登記業務等を実施していたところ、売買対象地内に賃借権が発生している土地が存在することが判明いたしました。

町は、和解条項案に従い、権利の消滅を主張し、岩崎産業株式会社は土地を使用継続している相手方と、数々交渉を重ねてまいりました。

その結果、岩崎産業株式会社から別紙和解条項案のとおり、相手方と訴え提起前の和解をする提案があり、町としては、町民の生活を考慮し、当該提案を受け入れたいと考えております。

以上により、本議案は、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づく建物収去土地明渡請求に係る訴え提起前の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては企画調整課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 谷 半時君登壇〕

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、初めに議第46号につきまして、ご説明申し上げま
す。

和解条項案が記載されたページを御覧いただきたいと思います。

事件名、建物収去土地明渡請求事件、申立人、南伊豆町、申立人、岩崎産業株式会社、相
手方、南伊豆町在住の個人。

和解条項案でございます。

第1項につきましては、地位の承継を取り決めたものであります。記載のとおり昭和62年
5月1日に岩崎産業株式会社と相手方が契約した土地賃貸借契約について、当該土地が岩崎
産業から南伊豆町に所有権移転された日から、南伊豆町に賃貸人としての地位を承継するも
のであります。

第2項は、賃料の支払い日を毎月25日としたものであります。

それから、第3項につきましては、賃貸借契約期間を町の所有権移転日から最長10年間と
決めたものであります。

第4項は、建物等の収去を賃貸借契約解約日から1カ月以内に建物等を収去して南伊豆町
に明け渡すことを決めたものです。

第5項は、契約期限までに土地の明け渡しをしなかった場合の損害金について定めたもの
であります。

それから、第6項は、岩崎産業株式会社が相手方に対して解決金を支払うということを決
めたものであります。

それから、第7項は、申立人らと相手方との間には本合意書に定めるほか、何らの債権債
務がないことを相互に確認することを定めたものです。

それから、第8項は、和解費用は各自の負担とすることを定めたものであります。

次に、物件目録を御覧願います。

物件目録に記載の土地の内、別紙添付図面中、赤線で囲んだ分の面積62.7平方メートルが
対象物件になります。以下、記載のとおりでございます。

それから、次に図面でございますけれども、この図面につきましては対象物件を特定した

ものです。いわゆる登山道と言われるものの登山道の手前で赤線で囲った建物が対象物件と
いうことであります。

それから、続きまして、議第47号についてご説明申し上げます。

やはり議第47号の和解条項案のページを御覧願います。

事件名が同じく建物収去土地明渡請求事件、申立人、南伊豆町、申立人、岩崎産業株式会
社、相手方、南伊豆町在住の個人。

和解条項案でございます。議第46号の和解条項案と異なりますのは、相手方が異なること、
それから物件目録が異なることのほか、まず1項中の建物質料が2万円というものでありま
す。

それから、また3項の賃貸借契約期間というものが町の所有権移転日から、先ほどは最長
10年なんです、こちらの方につきましては最長3年間となっている箇所であります。あと
の条項につきましては、議第46号のものと同じものになっております。

それから、次、少し飛ばしていただきたいと思えます。物件目録のところまでお願いをい
たします。

物件目録に記載のとおり、別紙添付図面中、赤線で囲んだ分の面積41.8平方メートルが対
象物件になります。

それから、次のページの図面でございますけれども、この図面が対象物件を特定したもの
であります。登山道の少し行ったところ、中腹よりも少し手前なんですけれども、そこにあ
る建物が対象物件になります。本議案の議決が得られれば、明日、沼津簡易裁判所におきま
して、訴え提起前の和解、通称即決和解と言われておりますけれども、即決和解が申立人と
相手方との間で行われるということになっております。

以上です。説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊議員。

○10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお伺いをいたします。

先日この話が全員協議会の中で説明がございました。私はこの2億2,500万で南伊豆町の
土地にするということは、これは初めからそれが一番いいなということで賛成なんですけれ
ども、ただここに個人的に借りた土地が二つあるよと。これが岩崎産業とのまだ話ができて
いない。そういうことで縛りがこれにあるような気がするわけです。それがこの内容等々に

書いてありますけれども、ただ、1カ月3万円も2万円も取っていて、今まで知らなかったよということ、今まで話がなくて、ここに来てこういうことが出てきたということは、私はいかなものかなというふうな気がします。

そして、できることなら、私はまっさらな状態で契約ができればなというふうに思うわけですが、その辺どうしてもこれはできないのか、できるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

これに関しましては、本当に私は岩崎産業のほうの告知義務がなされていなかったと、このように思っております。それと当方といたしましても、当町といたしましても、本来これだけの大きな買い物をするのであるから、はっきりもうちょっと調査すべきであったなど、このように、今、反省しているところであります。

その上で、やはり議員がおっしゃられるとおり、私たちもこの問題がわかった段階で、完全に更地ということで岩崎産業に第1案を出しました。だけれども、やはり今借りている賃借人の方々の権利を考えた場合に非常に難しい。そして、賃借人が権利を主張することに対して、出て行けという裁判をやった場合に、まずこれは不可能であります。岩崎産業が勝つことはできません。そうすると、まず更地にはできないというのが前提になろうかと思っております。その上で町としましては、この和解条項案の岩崎のほうでつくってきたと。3年と、それと10年というような和解条項案をつくってきて、賃料も正確に今までどおりもらいますよという形の中で、町のいわゆる最低限の形の権利は守られそうだなと、このように思ったからこれを承認したわけです。

そして、10年と3年の期間をなぜこのように決めたかということ、10年のほうの土地に関しましては、事業計画にそれほど支障が出てこないという感じがします。それで、3年のほうは、やはり山道になりますもので、山道を埋めていますもので、これがやはりずっと権利を主張されますと非常に我々としては、町としては困る事態が発生するだろうと。そういう中で、岩崎が更地にできないのであるなら、私たちが事業計画する間の2年か3年の間に明け渡すという約束がちゃんとできるのであれば結構ですよという返事をいたしました。そうすることでご理解いただきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） そうしますと、3年と10年というこちらの土地になってからはそう

ということが発生してくるわけですね、3年、5年。そうすると、また、そこで我々と借り主のほうでそういう関係が出てくるわけですね。岩崎との今、賃借料でやっているお客さんの関係と同じようなことが私は出てこようかと思えます。私は、本当は真っ白な土地で、私どもの土地になることが一番望ましいわけですがけれども、しかし、今、町長おっしゃったとおり、開発には全然関係ないんだと、差しさわりのないんだと、今、現在。私はそういうことでなくて、やはり実際にはまっさらな土地にして我々のものにしたいというのが私の思いです。

そして、できることなら、岩崎さんとの話の中でこういうことができないですか。これはまっさらな土地になって、例えば今、2億2,500万のうちに1億払いますと、あとの1億2,500万はまっさらな土地になってからお支払いはいけませんかというような交渉は例えばできないわけ、3分の2払うとか、あるいはそういう一部残しておくとか、貸し担保というわけではございませんけれども、そういうことができないのかできるのか、その辺もお伺いをしておきたいなと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） これ当初の和解条項案の中で2億2,500万で更地という約束があったわけですね。それで、議会もそれを一たんは承認したと。そういう中で、この事態が発生した。そして、この今、議員が懸念されておりますこの和解条項というのは、即決和解というのは判決と同じです。いわゆる専門的な用語で債務名義のあるもの、債務名義というのは強制執行のできる、これは文書なんです。だから、3年というこの期間の内にこの人が立ち退きをしなかった場合は、町は強制執行ができるということです。ただ、最低限この人たちは約束を守ってくれると私は思っております。ただ、これ思っているでは済まないもので、少なくとも債務名義を持った形で、最終的に約束を守ってくれなかった場合は強制執行いたしますよというそういう内容の文書です、これは。だから、そういう形の中で更地という感じで私は受け取っております。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 例えば今の借り主、代がかわったときにはどうなりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） これは地位の承継でありますから、代が変わるというのは、代っていわゆる借り主の地位ですか。借り主の地位がかわっても、当然これは引き継ぐものであります。これは地位の承継といいまして、当然に南伊豆町が岩崎産業の地位を承継するのと同様に、借り主のほうも代がかわれば地位の承継をするから、この文章が、この即決和解が生き

てきます。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） 町長に1点お聞きします。

今、渡邊議員が質問しましたけれども、3年と10年と個人的な開きがあるわけですね。それが町長はその3点について見通しはどうかちょっと、確信がありますか。強制執行をしなくても何とかなるような方法に見通しがあるのかないのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 私はこの相手方の南伊豆町在住の個人、このお二方は少なくとも南伊豆町の方でありまして、石廊崎の在住の方です。この方たちは、やはり自分たちがこの約束を守らないことによって地域コミュニティからの批判を受けるでしょうし、私はそういうことはまずしない方たちだということで、この方たちを私は信頼しております。ただ、では信頼していればこんな文書つくらなくてもいいんじゃないかということではなくて、やはり私たちが公的な立場でありますから、やっぱり、この即決和解という形で債務名義をとっておくのが最善であると、このように考えました。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） 町長の今の答弁だと、大丈夫ではないかと私も感じるところがございしますが、また今日ここへ来て、これでもっていろいろもめて、もとに戻るようなことがありますと、これ大変なことになると思うんですよ。だから、できればその3点が円滑にいつて強制執行もされないようなことでできるなら、私は賛成したいと思えますけれどもね。そこから辺を町長にもう1回、くどいようですけれども、大丈夫だか言ってもらいたいと思うんですけども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 齋藤議員のご懸念は当然あります。それで、100%ということはありません、人ですから。ただ、間違いなくこの債務名義によって、即決和解条項によって即決和解ができることは事実です。それで、出て行かなかった場合は町としては強制執行せざるを得ないと思っています。ただ、私は先ほど申したようにこのお二方は信頼できる方だと、間違いなく約束を守ってくださると、このように信じております。

そして、齋藤議員が心配されるように、この即決和解が通らなければ町としてもこの和解契約は結ぶわけにはいかないです。こういういわゆる他物件のあるものを買うということは、もうこれはできない話でありまして、この即決和解があるから強制執行ができる。即決和解

がないままそのまま受け取ると、もう相手が何十年でも私たちは出て行きませんという主張をすればそのままになりますわけで、町としてはそういうことを受け入れるわけにいかないもので、議会のご承認が得られなければ岩崎産業の方にお断りをするつもりであります。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 先ほど町長も議会の前に、これを議会承認したんだという話がありましたけれども、こういう問題がなかったから、その当時は私も手を挙げさせてもらった。買うことに私は全然異議はないんですけども、ただ真っ白にこれになっている状況では今ないわけですね。ですから、今、言ったように、今、齋藤議員が言われたとおり強制執行をやって、それで代が変わって、またそういうことが出てくると私は非常に困る問題が出てはこないのかなということが多々懸念されるわけです。そのときに町長、今、私一人で責任とれますよというような返事が私はできるのかできないのかということ。

これが個人の土地だったら、本当に私はそこまでやる必要があるのかなと思うわけです。個人で買うということになれば。私はその辺が一つひっかかるものですから、どうしてもその辺を強制執行しないような方向で、相手を100%というわけにはいかないだろうけれども、私は信用しているつもりですというような答弁がございました。まさしくその答弁しか私はしようがないと思います、今の状態で町長は。ただ、その辺がどうしても私はひっかかるものですから、もう一度お聞きをしておきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のご懸念、確かにそのとおりです。それで、私はこのお二方を信頼しております。だから、このお二方は契約の約束の期限が来れば出て行ってくれると、自主的に明け渡しをしてくれると、このように思っているわけですが、これは人間です。だから、もしもということがあった場合は法律的な強制執行をせざるを得ない。そのための強制執行ができる即決和解を選んだわけでありまして、これはもう裁判も何もやる必要はありません。そのまま強制執行が可能です。だから、そういう形の中で、もしこのお二方が約束を違えるようなことがあれば、町としては即強制執行にかかりたいと思います。時間的には多分強制執行がかかりますと、やっぱりこれも半年から1年ぐらいはかかる可能性はあります、時間的に。それでも4年ですかね、3年の場合は4年。

今この中の事業開発の中で一番懸念している土地は3年の方の土地です。やはり山道に向かって張り出した形になっていますから、非常に開発していくのに見えが悪いという感じがします。そして、10年の方の土地というのは一般的な個人所有の売店と、ここと並んでお

ります、敷地が道路沿いで。そういう意味で10年であっても問題がないのかなと、いわゆる支障がないのかなと。

それで、町としては、このことに関して1カ月3万円という大枚な結構なお金をもらうわけです。固定資産税でいったら、とても全てでも年間2万か3万のところ大体月3万円の賃料もらうわけですから、町としてはこのことによって、それほど大きな損害を私は受けるという気持ちはしておりません。本来は、議員が言われるように本来更地であってしかるべき問題でした。そういう意味で考えたときには非常に町側も含め、そして岩崎産業側もこのことを早目に告知すべきであったなど、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 町長のご説明はわかりました。私も理解をしないわけではございませんけれども、なぜこういうことを言いますかと。私もあと10年生きているわけではございませんので、わかりませんが、そういう次世代に継いでいく大事な南伊豆の土地なんですよ、2億2,500万で買うんですから。そして、開発の問題が我々の時代にできればいいんですけども、できないときには実際継いでいかなければならない。そういう大事な土地なものですから、ぜひ、町長にもご理解をいただいて、そして借り主のほう、あるいは岩崎さんのほうともう一度その辺も私は話をしておくべきことを要望しておきます、これは。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） いろいろ渡邊君も最善の策をとって言っていることだと思いますけれども、私はもう長年の懸案ですし、できればあそこを強制執行しないように和解の話し合いができて、高額な金額で買うものですから円満に地元の土地にしたいなど、私はそう思っていますので、できるだけ円満に解決をしていただきたいなど。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この和解条項のやつなんですけれども、これ結局1月にやった和解条項案で不足のところがあったからという形でなるんだと思うんですけども、やっぱり更地で買うべきだと思うんですけども、1月時点であその土地の中に賃借権とか営業権だとか地上権、あるいは賃借権、そういうものが何件ぐらいあったのか。そして、それが要するにあその三軒長屋

とか、あそこの2軒さんとか、また別のところもあるわけですけども、それを岩崎産業は全部ほとんどのところをゼロにしてくれたと。あと残っているのは二つだけだったんだという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 賃借権があった土地は4件あります。その中で2件は解決されて、2件が交渉の過程で、やはり権利の主張をされたということです。よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） そうしますと、この2件の方がきちんと岩崎産業あるいは町の要望で更地にしたいからということでどいていただけると。それで2件は残ったという形だと思うんです。となると、岩崎産業はこの前件の2軒に対して営業補償金とか出て行ってもらうような補償金とか、そういうものを出しているのではないかなと考えられますけれども、それも出していると、その今回今、やっている2件の分の撤退分として和解条項で残すんですけども、撤退分ぐらいの手数料とか、あるいは契約金を少しでも安くしてくださいよと、あるいは物は言えるのではないかなと。要するに瑕疵あるものを引き継ぐわけですから、これ今回議決されれば瑕疵あるものにならないですけども、一応その段階の契約書では瑕疵あるものになってしまうものですから、その分を安くできないのかという話は岩崎産業に対しても言える話ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員がおっしゃる交渉もしました。いわゆるこの問題の土地を分筆して1月の和解条項と違った土地にしようとか、そういう減額しろとかという交渉もいたしました、岩崎のほうに。そういう形の中で、やはりこの1月の和解条項案を変えるということは非常に難しいという問題がありました。

そして、あと補償の問題ですけども、この件に関しましては、我々はあくまでも岩崎産業に更地にしろというのが第1案です。何度も議員が言われているように、更地にして初めの形でこちらへよこせと、1月の、こういう主張はしてまいりました。

ただ、先ほど言いましたように岩崎も努力をしました。努力をしたって言うていいのかどうかかわからないけれども、4件のうち2件の方には事前に立ち退くことをしたみたいです、立ち退くようにということで。そして、この2件に関しましても、町としては立ち退くようにという、立ち退かしてくれということは言ったわけです。

ただ、あくまでもこの和解条項案の内容は、岩崎が相手方といわゆる借り主等を決めてき

たものに対して、町はその内容なら話にのりましょうというそういう形です。それで、ご理解いただきたいと思います。

だから、この解決金を相手方に払うとか、そういうことに関しては町は関与していません。当然岩崎が相手方に解決金を払うものだと思います。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） やっぱり解決金を安くしてという話も言ったんだけど、だめだったという形の中で、解決のほうを急いだほうがいいという形でこういう継承になると思うんですけども、この立ち退いた方2件あるんですけども、場所的には今回残るところの2万円のところの上側のところと今回残るところの下側の家のその2件ですか。それともほかのところがあるんですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員が指摘したとおりでございます。その2件でございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○1番（加畑 毅君） 1番、加畑です。

私は、この案件に関しては賛成したいという考えであります。というのは、やはり先ほど齋藤議員が言われたように長年かけてここまで来た条件であります。今、町長も言われたように本来はこの2件に対しては、岩崎産業がやらなければいけないことだったと思うんです。ただ、ここまで来て、これを争点にしてもう1回話が戻ってしまうというのは、これまでかけた時間と労力は何なんだというところがあります。また、1点の曇りでもあれば前に進めないというのは、これは僕は現実的ではないなというところを考えております。

それから、今回の件に関しましては、両方とも賃料がついております。これ重たかったら

途中で所有者は手放すはずです。期限がついているということは、例えばここに設備投資をして3年後明け渡さなければならない物件に対して設備投資するのかということになりますと、これ採算が合いません。同じように10年後は明け渡さなければならないということに対して、大きな設備投資をしてくるとも考えられないので、相当な賃料をいただいているという形がありますので、ここは進めるべきではないかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 反対ではないんですが、積極的な賛成でもないんですが、意見を述べさせていただきます。

質疑でもありましたけれども、この土地をめぐるのは歴代、2代、今度3代目町政がかわる中で政治的争点にもなってきたものです。裁判、町が訴えられると。決論的には1月に私たちが賛成した条件というのは、町担当者の努力で極力住民の負担である税金、これの負担を減らす努力をしてきた結果、しかしながら、2億数千万の買い物をするに当たって条件としては岩崎産業が上の駐車場を明け渡さない、そのわきの土地に導入路をつくる。また、かつての温室の解体に関しても、これを町が持つようになります。今後1億以上のお金がかかります。こういう物件、政治的な課題と、しかも条件がいろいろある中で住民負担、税金ですね、これが投入されるという中で、こうした事態が後で報告されたということに関しては、相手方の岩崎産業に対する遺憾の意を表しなればなりません。今後の教訓とせざるを得ないと。

ただし、今日出された問題に関しては重々の町長の答弁も含めて、これをこの場で公表した姿勢をきちっと確認した上で、事後の経過を見てこの土地を将来にわたってしっかりと活用する、そういう取り組み、それと当時政治的な争点あったときには地元こぞって石廊崎の問題ということで言われていましたけれども、こうしたことが図らずしも残ったということに関して、いわゆるここにうたってあることが速やかに解決されるその双方の姿勢を見守っていきたいというふうに思います。

以上の意見を出して、この議案に対する賛成の態度はしますけれども、意見とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第46号 訴え提起前の和解については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は可決されました。

採決いたします。

議第47号 訴え提起前の和解については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は可決されました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎